

第5章 先駆的ケア実践が導く地域生活の実像

はじめに

前章まで、「地域を取り込むケア」、「地域と協同で進めるケア」及び「年齢や障害の程度を越えるケア」の関心がどこにあったのか、またその関心をどのような方法で実現しようとしているのかについて、具体的な実践事例に沿って見てきた。その結果、これらの先駆的ケア実践には、当事者と地域住民等の多くの他者との関わりを特徴とする社会的相互行為の存在を知ることができた。そこには、日常と非日常が織りなす地域生活の中で、多様な他者との関わりに満ちている高齢者や知的障害者の姿があった。

では、それぞれの先駆的ケア実践に見られた社会的相互行為は、個々人の暮らしぶりに、いかなる変化をもたらしているのだろうか。このことに接近することは、それぞれの先駆的ケア実践が目指しているケアの質を知る上で重要な作業になる。なぜなら、ケアサービスは、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」（介護保険法第1条）に提供され、ここで目指しているのは、自分の人生と向き合い自分の人生を自分自身でつくっていく主体的な姿である。このため、自立支援としてのケアの質の評価は、提供されるケアの内容に終始するのではなく、自分自身の生活と向き合っている姿や姿勢である、入居者自身の暮らしぶりをおしてこそ可能になる。

このため、本章では、これまで取り上げた先駆的ケア実践のただ中にある4人の個別具体の日常生活を詳細に観察し、そこで繰り広げられている個々人の暮らしぶりに接近する手法で、先駆的ケア実践の成果としてのケアの質を知る手がかりを得る作業を行う。

本章の課題は、介護（支援）行為の中で施設、家族及び地域社会が行う関わりが、個々人の生活にどのような形で反映され、いかなる地域生活を築き上げることに役立っているのかを明らかにすることである。このことをとおして、施設や地域社会及び家族が関わることの意味及びそのようなケア環境で行われるケアは何を目指しているのかについて考えてみたい。

これらの課題に取り組むために、できる限り日常性を保った姿を見ることが可能となるありふれた日々の様子を参与観察し、彼らの生き方の表出であるさまざまな振る舞いを時系列的に追う。ここでは、地域で暮らす4人の生活の実像に迫る3編の事例を取り上げる。第1編目は、認知症高齢者が、近隣住民や施設との関わりで安住の地を見いだした「近隣者との関わりで見つけた終の棲家」に関わる事例である。この事例では、地域住民との関わりとその関わりを具体的な形にしていく行政や施設の役割に注目している。第2編目は、老人二人世帯の高齢者が、地域を離れることなく暮らし続けた「自宅と施設の二つの生活空間を持つ夫婦の暮らし」に関わる事例である。この事例では、二人で地域に住み続けること願って、施設を自宅化している夫の姿とその思いを支える施設のあり方に注目している。第3編目は、知的に障害を持ちながらも主体的に暮らす二人の知的生活者の「日常」に関わる事例である。この事例では、知的障害者の地域生活を支える新たな住まい方に注目している。

第1節 近隣者との関わりで見つけた終の棲家

ここでは、認知症高齢者グループホームを生活の本拠地として暮らす一人の高齢者の生活実態を追う。認知症高齢者グループホームは、認知症ケアの切り札として、介護保険制度と同時に登場した。今日では、2005（平成17）年の介護保険制度改正によって地域密着型サービスに位置づけられ、認知症ケアに加えて地域との関わりを強く意識した介護サービスにその性格を変えている。このような性格を持つ認知症高齢者グループホームに暮らす一人の高齢者のある一日を切り取り、その時々振る舞いや他者との関わり合いの中から、地域生活の現状とその限界について検討する。

また、表面には現れてこないが、今の生活は、民生児童委員でもあった近隣住民との関わり合いによって成り立っている。この関わり合いは、民生児童委員を辞した今になっても近隣者として継続し、調査対象者の生活を日に影に支えている。このような近隣者との関わりは、単身者となった高齢者の地域生活にどのような関わりを持っているのかについても触れていく。

1.1 対象者

対象者の選定は、日々の行動や意思の確認を行える必要があることから、ある程度の行為が可能で、言語による意思表示に障害がなく、また、数年間の入居実績があり、現在の生活になじんでいる利用者を推薦してもらうようグループホーム管理者に依頼した。その結果、支援を必要とするものの、自分自身の日課を持ち意思表示も可能なI氏が対象となり、本人との面接を経て最終的に調査対象者として選定した。

（観察対象者の基本情報）

- ・氏名 I（大正15年生まれ 81歳）
- ・住所 宮城県黒川郡富谷町（グループホーム入居を機に土地家屋を売却）
- ・家族構成 妻（平成15年死亡）・養女（K県在住）
- ・援護状況 要介護2（J2・ⅡB）平成20年10月現在
- ・入居日 平成15年1月
- ・職業 19歳から20歳（昭和20年～21年）まで代用教員
20歳～42歳ころまで船員（昭和22年から昭和43年）
以降は船から下りさまざまな仕事を転々とする

（生活史の概観）

1926（大正15）年9月、教員をしていた父と専業主婦の母の間に3人兄弟の次男として宮城県O市に誕生した。時節柄、志願して特攻隊員になり、多感な青年期は訓練に明け暮れていた。訓練が終わり実戦配備の台湾方面に向かう直前、19歳で終戦を迎える。地元古川に復員した。実家に帰り、父に直立不動で帰還の挨拶をしたときはしっかりとしていたが、少し時間が経ったら涙がボロボロ出てきて止まらなかったという。

復員後は地元で職がなかった。また、子どものころにあこがれていた船乗りになりたくて知人を頼り、その紹介で大洋漁業¹に就職した。大洋漁業では、捕鯨船団のキャッチャーボートに乗り込み機関士として仕事をした。2年から3年程船員として過ごしたが、この時期が一番楽しかったと振り返る。その後、教員をしていた父親の勧めで教員になる道を選び、父親が勤務する小学校で研修を

受け代用教員²の資格を得た。出身地に近い小学校を皮切りに、それ以降定年まで教員として過ごす。子どもがいなかったため養女を育てる。養女が嫁いだ後は夫婦の二人暮らしになる。退職後は、妻との二人暮らしで余生を送っていた。妻が体調を崩し要介護状態になっても、本人が主たる介護者として介護を続けていた。しかし、妻が栄養失調で入院した際に、一人暮らしの様子を案じて近所の民生児童委員が居宅を訪ねた際に認知症状があることに気づき、関係機関と相談して現在の認知症高齢者グループホームを利用することとなり現在に至っている。妻は入居後に病死した。

1.2 対象者の生活環境

(認知症高齢者グループホーム「S」の概要)

認知症高齢者グループホーム「S」(以降「S」という)は、介護保険制度化で地域密着型サービスに位置づけられる認知症高齢者の共同生活介護施設である。「S」は地元の社会福祉法人によって運営されている。

- ・設置 平成13年1月1日
- ・設置場所 宮城県富谷町
- ・職員数 9人(常勤換算7.2人)
- ・勤務シフト 早番 07:00~16:00・日勤 09:00~18:00・遅番 11:00~20:00
遅々番 12:30~21:30・夜勤 21:15~07:15

(利用者の概要)

「S」ではI氏を含む男1人、女8人合わせて9人の高齢者が生活している。平均年齢は83.1歳、平均要介護区分は2.2、利用者の日常生活自立度及び認知症レベルなどは表31-1、31-2のとおりである。

利用者の全員が何らかの慢性疾患を持ち、日常的な服薬を必要としている。また、認知症の中核症状のほか、暴言や攻撃的行動などの激しい行動・心理症状(周辺症

表31-1 要介護度別人数

要介護度	1	2	3	4	5
人数	4	1	2	2	-

表31-2 障害老人日常生活自立度・認知症度

		障害老人の日常生活自立度 (ADL)							計
		J1	J2	A1	A2	B1	B2	C	
認知症老人の日常生活自立度判定基準(認知症度)	正常								0
	I								0
	II a								0
	II b			2	3				5
	III a			1		1			2
	III b					1			1
	IV					1			1
	M								0
	計		0	3	3	3	0	0	9

平成19年8月現在

状)を有する者もいるが、障害高齢者の日常生活自立度はJ1からA2までと、比較的自立度が高く、歩行に関しては全員が自立している。しかし、自ら進んで調理などに参加できるのは1人だけで、他の入居者は職員に促されて行動を起こすのを常としている。

1.3 分析方法

「S」を利用するに至った経緯や当時の生活ぶり及び「S」を利用するようになってからの生活の様子を知るために、ごくありふれた平日を選び、ほぼ丸々日に渡る参与観察による生活記録を行った。対象者の生活史は、本人から直接聞き取ったもののほか、関わっていた民生児童委員からの聞き取りや入居時に施設職員が聞き取った記録により整理した。また、日常生活自立度などは介護認定審査会資料を基にした。

インタビューは、記憶に頼ることで成り立つ。認知症高齢者は、この記憶が障害されていることから、記憶を基にした聞き取りは困難である場合が多い。本論文の対象者についても同様で、今現在の世界で生きており、これまでの生活をあいまいかつい断片的な過去の記憶で語る短い言葉で知ることは容易でない。そこで、入居者のI氏については、日常のなにげない振る舞いや生活リズムの中に刻まれたさまざまな行為に着目して、対象者の興味関心や生き方を浮き彫りにすることでケアの質を見極めたいと考え、参与観察によりその振る舞いを記録する方法を取っている。参与観察は、3年ほどの期間を使って顔見知りになる程度の関わりを持ち、かたわらにいたことが苦にならない程度の関わりを持てるようになってから行った。日時及び場所は以下のとおりである。

- ・日時 2007(平成19)年8月10日(金) 午前5時から午後9時(就寝迄)
- ・場所 認知症高齢者グループホーム「S」及びその周辺

尚、参与観察及びインタビュー記録は、本人及び施設管理者の了解を得るとともに、個人情報の保護に十分留意して行った。

また、関わりの特に深かったH氏³に対しても以下により聞き取りを行った。

- ・日時 2009(平成21)年1月17日(土) 午前10時から12時
- ・場所 富谷町交流施設「大黒澤苑」
- ・方法 半構造的面接法

1.4 結果

1.4.1 I氏とH氏との関わり合い

(民生児童委員との関わり合いの始まり)

I氏と民生児童委員のH氏は、富谷町では初期のころの1970(昭和45)年から開発された大規模住宅団地の同じ行政区に住んでいる。I氏、H氏ともに、富谷町出身ではない。H氏は福島県出身で全国を転勤して歩き、40歳近くになって転勤してきたのが仙台で、そろそろ転勤はないだろうと仙台近郊の現在の居住地を買い求め、1974(昭和49)年から現在地に居を構えている。I氏も同時期からここに居を構えている。二人の住居は、約200メートル程度離れた同じ町内会の区域にある。二人は、互いに面識はなかったが、H氏の妻は洋裁教室を開いており、そこにI氏の妻が通っていたことから、妻同士が早い時期から顔馴染みの関係にあった。

I氏とH氏の関わりは、1999(平成11)年に行われた民生児童委員による65歳以上高齢者の生活実態調査に始まる。2000(平成12)年4月に介護保険制度が施行されることから、民生児童委員による介護保険対象者の確認調査が行われ、その際に高齢者二人世帯で暮らしているI氏夫婦宅を訪問したのが始まりである。

当時、I氏は、病気で入退院を繰り返している妻の世話や食事・掃除などの家事が大変で、この

ため楽しみにしていた老人会にも出られなくなり妻の介護に追われる毎日であった。二人が出会う機会となった確認調査では、食事もきちんと摂れていない生活実態が把握され、昼食の宅配や部屋の掃除を行うヘルパーを使えるよう、公的サービスにつなぐ支援を行っている。以降、民生児童委員として生活の様子を見るために、居宅を訪問するなどの関わりが始まっている。このころは、まだI夫婦の細かな家庭事情は把握しておらず、夫婦に養女がいることや親戚関係はほとんどわからなかった。

（認知症を患いながらの地域生活）

2002（平成14）年ころになると、I氏は、頻回に自動車事故を起こしたり、近所の畑に座り込んだりしているなど、行動に異変が見られるようになった。また、H氏宅に「ご飯食べたっけ」「〇〇が見当たらない」など、意味不明な電話が昼夜を問わずかかってくるようになってきた。H氏は、I氏の妻が入院して1人で生活をするようになってから、特にこのような状態が多く見られるようになったと振り返る。このとき、H氏の妻は、I氏に認知症の専門医の受診を勧めている。このことによって、I氏は早期にアルツハイマー型認知症と診断され医療につながっている。しかし、医療につながったものの、I氏の認知症状はさらに進み、火の始末が十分できていないなど、自宅での生活が困難な場面が多くなっている。H氏は、「富谷町地域福祉フォーラム」や法人が企画する勉強会でその存在を知っていた「S」の利用について保健福祉課へ相談している。このころのI氏は、何かにつけて世話になっているH氏に「Hさんを兄貴と呼ぶから」と頼りにするようになり、さまざまな個人的な相談をするようになっていく。H氏も民生児童委員としての役割を越えて関わり合うようになっていく。I氏の生活の様子は、逐一、四国に住む養女へ連絡していたが、2002（平成14）年、2003（平成15）年の2年間で3度しか親元（富谷町）を訪問しておらず、ほとんどのことは近隣者としてや妻の友達としてさまざまな支援を行っている。この支援は、公的サービスにつなぐだけでなく、自動車事故の後始末や自家用車の運転は危険と判断してI氏と話し合い免許証を預かったりと生活の全般に関わっている。

（施設を利用してからの関わり）

2003（平成15）年1月、I氏は、富谷町とH氏のすすめで「S」に入居する。H氏は、このときのことを振り返り、日常生活に不安のない生活基盤が整ったことから、「民生児童委員としてはこれで一安心」といい、民生児童委員としての関わりは一段落し少しだけ肩の荷が下りたと語る。しかし、入居後も、近所のつながりはそのまま保たれ、自宅に1人残された病弱の妻の通院や状態が悪くなって入院する際の付き添いなど、I夫婦にH夫婦が何かにつけてお世話をしている。「S」に入居した翌月に妻は病死しているが、その際も、葬儀の手配や親族への連絡などの一切をH夫婦が行っている。一周忌の際にも家族会議に加わり、とりまとめの相談に乗っている。このころ、I氏の甥子さんがS市内にすることがわかり、財産管理も含めて身元引受人になってもらうように親族の話し合いをとりまとめている。また、こんなお願いもあったという。「空き家で塀が倒れて子ども達がけがをしたら大変だから（自宅を）早く処分したい」「天井裏に隠している日本刀を売り払ってほしい」等々、財産の処分や養女との関係といった極めて個人的な事柄についても相談を受けている。H氏は、その都度相談に応じ奔走しているが、この時のことを「民生児童委員の役割はどこまでなのかとても迷った。しかし、全く個人的なことであっても困っているI氏を目の前にして『できない』とは言えなかった」と言っている。

目の前にあるさまざまな問題を解決・処理し、親族も身元引受人となることを承諾してもらえるととまでにこぎつけ、I 氏本来の姿に戻ったことから、グループホーム管理者と話し合い、細々とした日常的なこと以外は身元引受人が対応することになり、これまでのような関わりはほとんどなくなっている。

(近所付き合い)

I 氏は、病状の進行、認知症高齢者グループホームへの入居や妻の死といった大きな環境変化からくる混乱も収まり、穏やかな生活を取り戻している。親戚縁者はほとんどおらず、身元引受人も日常的な関わりはほとんどないことから、自宅にいたときの友人や H 夫婦などの関わりを主として暮らしている。このような状況になって、これまでのような同じ町内会の隣人としての関わりに戻り、近所の友人と連れだって遊びに訪れたり、一緒に外食に出かけたりしている。

親身になって生活上のさまざまな問題を解決した自宅での関わりと、日々淡々とした施設での関わりとが、途切れることなく続いている。I 氏にとっても H 氏にとっても認知症高齢者グループホームは、「施設」と呼ばれる地域社会から区別される特別な場所にはならず、まさに「自宅でない在宅」として存在していることがわかる。富谷町では、「施設は『自宅でない在宅』ですから、地域で関わっているときと同じように施設とも関わってもらいたい」といって民生児童委員が施設入居者と関わることを意味を説明している。H 氏は、「町から施設と関わってもらいたいと話しを受けたときは疑問があった」と語る。今に至っても「そのメリットとデメリットを自分自身でしっかり整理できたわけではないが、関わってきて本当に良かったと心底思えることに疑いはない」と目を赤くして語る。この言葉からは、身寄りの少ない老夫婦が地域でそして施設で暮らし続けるとき、H 夫婦との関わりが存在は極めて大きいものであったことを容易に想像でき、また、I 氏の穏やかな生活を見ると H 氏の安堵感の意味を知ることができる。

1.4.2 「S」での日常生活

次に、このような関わりによって、いかなる生活が営まれているのかを見てみたい。ここにあるには、I 氏のごくありふれた日常生活の様子を丸一日観察した記録である。I 氏は、ほぼ毎日、同じような生活リズムで生活を続けている。現在の日常生活範囲は、「S」、とうみやの杜敷地内及び散歩コースに限られている。この中から、今の彼が持ちうる生活とはどのようなものなのか、また、介護職員と I 氏との関わりの様子をとおして「S」の中で行われている介護（支援）がどのようなもので、その支援が I 氏にどのような影響をもたらしているのかを考えてみたい。別の言い方をすれば、I 氏の日常生活での振る舞いをとおして、ケアの質に対する視点やその水準を読み取ろうとするものである。このような見方ををするのは、ケアの質がケアの対象者の振る舞いに現れてくると考えるからである。

(ある日の一日)

午前 5 時 15 分 夜勤職員が朝食の準備を始める。朝食の準備は、朝が早いことや職員が一人しかいないこともあって、職員だけでつくっている。早番の職員が出勤する午前 7 時までには、夜勤職員一人で入居者と職員分の 12 食をつくる。

午前 6 時 職員は見回りを始める。副食（煮物の和え物）がほとんどできかけたところを見計らって、台所から居室の方に向かい、各部屋の入り口に近づき耳をそばだてている。各居室で起き始めているのかどうかなど、耳で感じ取ろうとしているように見える。

快晴の静かな朝、隣接する公園から蝉の鳴き声が聞こえてくる。台所では壁掛け型の扇風機がガスコンロやシンク付近の空気を押し出すように回っている。この時間、居間には誰もおらず、蝉の鳴き声と扇風機の回る音だけが静かに聞こえてくる。居室の入り口の引き戸の一部が磨りガラスになっているので、部屋が明るい暗い程度はわかるようになっている。部屋の入り口付近に立って磨りガラスを見ると、まだどの居室も暗くなっており、居室のカーテンが開いていないことがわかる。高齢者は目覚めが早いとよく言われるが、ここにはあてはまらないようで、穏やかでのんびりとした朝である。

午前6時30分 夜勤職員が居間で記録を書き始める。

午前6時35分 I氏が居室から出てきて居間に行き、そのまま庭につづるガラス戸を開いて、軒下にある犬小屋に行く。犬に何やら話しかけ、また部屋に戻って行った。犬は尾を振りI氏に触れられるままにしておりI氏になついている。

この時間になると、6時頃とは異なり部屋からさまざまな生活音が聞こえてくる。ラジオの音、水道から水が出る音、扉や窓を開閉する音等々。また、廊下にも入居者の姿が見られるようになる。廊下に立って各居室の表札を見て歩いている人、トイレに行こうとしている人等々、人の動きによって生じるさまざまな生活音が聞こえてくる。多くの入居者は、午前6時過ぎから起き出し、6時30分前後には何らかの生活行為を始めている。6時を回った時間に夜勤職員が巡回を始めたのは、このような生活リズムを把握し、必要があるときにはすぐに応えられるようにしているからなのだろう。入居者に一定の生活リズムができていることは、精神的・身体的安定感があることを示している。ここでの生活には、落ち着いた穏やかさがあると考えてよいであろう。

午前6時40分 早番の職員が出勤する。

午前6時45分 KMさんが居間兼食堂にある日めくりカレンダーの1枚をめくり取り、それだけして居室に戻る。この人だけの毎日の日課なのだという。

午前6時45分 I氏は、玄関で新聞を広げている。

I氏は読み物が好きで、新聞は隅から隅まで目をとおす。折り込まれている広告にも関心があり、食べ物広告は特に見応えがあるという。広告にある食べ物を自分なりに選んで「今日はこれが安くて美味しそうだ」などと品定めをして楽しんでいる。新聞を全部読むのには午前中いっぱいかかるという。そのため、朝は配達されたばかりの新聞を玄関先で見出しを中心に読んで、面白そうな記事に目星を付ける。それからお昼頃までかけて、ソファに寄りかかり読んだり、部屋に持ち込んだりしながらゆっくり時間をかけて、新聞と折り込みチラシの隅々まで読む。I氏は、朝一番の楽しみを堪能しながら、ゆっくり過ぎていく時間を何の迷いも不安もなく過ごしている。

午前6時50分 早番の二人目の職員が出勤する。

早番は二人で、午前7時から午後4時までの勤務となる。前日の午後9時15分から夜勤職員が一人で勤務していたが、早番が勤務に入る午前7時から3人体制になる。朝7時頃から9時頃までの時間帯は、起床や着替え、おむつ交換、食事と、次々に決まった内容の援助を必要とし

て時間に追われる。入居者の多くは、それぞれの生活リズムや生活習慣で行動しているが、この生活時間帯の生活行為のほとんどは共通することが多いために、援助が重複して大変忙しいのである。職員の手を多く必要とする困難な時間帯になっている。パート職員で支援体制を充実させようとしても、朝早くからの出勤は敬遠されがちで、募集しても集まらない。このため、必然的に変則的な勤務になる夜勤、早番及び遅番の時間帯は職員の割り当てになるのが現状である。生活環境としての規模を保とうとすると、どうしても小規模にならざるを得ない。このために、業務が重複する時間帯には手が足りなくなってしまうのである。ここでは行われていないが、介護者側の都合でお互い交換などを早めに済ましてしまおうとして、入居者がまだ寝ている5時台から始めてしまうということが起きてしまうのはこのような状況があるからである。

午前7時 3人の入居者が居間にいる。並ぶようにしてテレビの方を向いて椅子に座っている。テレビはその内の一人がスイッチを操作している。リモコン操作は難しそうで、思うように使えていない様子に、他の二人は苛立っている。たまたま放送されているチャンネルにたどり着いてテレビは映り事なきを得たようで、3人は一斉にテレビの方向を向いている。しかし、テレビの方向を向いているという点では共通しているが、わずかな時間が経過すると、画面を凝視している感じはなくなり、うつむいてうとうとしだし、まだ眠りからしっかり覚めていない様子である。

共同生活であるがゆえのところで、このような些細なことがもめごとに発展してしまうこともしばしばある。また、そのもめことは、それぞれの性格にも起因するが、認知症の症状（中核症状の一つである「失行」）の一つとして出現することもあり、介護者が頭を痛める場面である。

午前7時5分 食卓のテーブルで夜勤職員と早番の職員の引き継ぎが始まる。15分ほどで終わる。主な内容は、前日と夜間の個々の状況、特記の伝達、申し送り。

午前7時10分 入居者が「おはようございます」といいながら食卓に集まりだす。多くの人はがっかり着替えている中で、必要以上に重ね着をしている入居者一人いた。昔は暑がりて薄着であったが、暑いとの認識が薄らいでおり必要以上に重ね着をしている（介護職員からの聞き取り）。

午前7時20分 引き継ぎを終えた職員がトイレ掃除を行っている。掃除に加えて便座の除菌やトイレットペーパーの補充など、細々とした日常用具の点検や補充を行っている。早番は二人いるが、出勤後一人は引き継ぎに入り、もう一人は起床援助と合間を見ながらトイレ掃除を行っている。引き継ぎが終わると二人の職員が起床援助と掃除に別れての仕事になっている。

午前7時25分 OKさんが職員に促されて居間に入ってくる。この時間まで寝ていたわけではなく、何度か部屋を出ては戻るのを繰り返していた。OKさんは、平成19年7月に新たに入居してきた人で、まだ2週間たらずしか経っておらず勝手が飲み込めてない。このため、職員が何かと声をかけながら援助し、また、不安定な歩行のため見守りをしている。

午前7時26分 夜勤職員帰る。この時間から午前11時の遅番者出勤までは、早番二人での支援体制になる。勤務シストで日勤(9:00~18:00)もあるが、職員に余裕が無いために常時の配置にはなっていない。

午前7時27分 食卓にいたOFさんは「ご飯まだなの」と職員に声をかける。いつものことなのだろうか、職員は気にとめることもなく食事の準備を進めている。入居当初はその都度対応していたが、何度説明をしても同じ質問の繰り返しで、納得を得ることは難しいことから、言わせるままにしてお

くのだという。OFさんには、特定の他者に向けた暴言や攻撃的行動が時々みられ、周りの入居者から疎ましく思われている。

朝食まえの少々バタバタした時間帯の様子である。職員も入れ替わり、細々した業務が同時並行的に進む時間帯である。このようなときには、入居者が不穏になることが多いため、職員は入居者に声をかけながら掃除などをこなしている。

午前7時30分 I氏は、新聞や折り込みチラシに一通り目をとおして7時過ぎに部屋に戻っていたが、再び出てきて居間の前庭で犬の顔をなでたりして遊んでいる。犬の様子を見に来たという感じで、程なく部屋に戻り敷かれたままになっていた布団に横になっている。

I氏は、台所の様子を見ながら居間にかけてある時計を見て部屋に戻っているときの様子から、時間を持て余している感じである。家事に類することは女性達がみなやってしまうことから、1時間あまり新聞にひととおり目とおした後は、時間を持て余すのであろう。かといって、居間でたわいもない世間話をしている女性陣と一緒に世間話の仲間に入るのは好まない様子で、居間には居場所が無い。こんなときは、自室に戻り時を待つといった過ごし方になっている。近頃、特別養護老人ホームの原則個室が崩れ、多床室が容認されるようになりつつある。多床室になると、I氏が行っているような、自分だけの空間や時間を持てなくなり、その時々によって場を選んで行動することが難しくなる。少人数とはいえ、共同生活ではその状況によって場を選べるのが、良好な関係を維持していく上でも必要なことなのである。

午前7時40分 SSさんともう一人の入居者が、食事をするテーブルを拭き始める。この時間に居間にいたのは5人。それぞれが定位置に座っていたが、7月下旬から利用し始めている入居者が率先して食事の手伝いをしている。OKさんは、元看護師で「痴呆と言ってわからなくなる方がいるようなので看護師の経験を生かしてお手伝いをしている」と自分がここにいる理由を説明してくれた。

職員は、入居者の生活史などを丹念に調査してケアに反映している。その際、以前にどのような仕事に就いていたかは重要な情報の一つである。その情報を基にして、生活の中での役割づくりを行うのである。SSさんが看護師の経験を強調して食事の手伝いを行っているのは、このような役割づくりの関わりを日常的に行っていることを反映している。日々の生活の中で、これまでの自分の経験を生かせることは、本人にとっても前向きに取り組める機会になり、何より他者の役に立つことは自尊心を維持することにつづること、尊厳のあるケアを行うに際して特に意識して取り組むべき関わりのあり方である。

午前7時45分 OFさんが「ご飯まだなの、遅いね」と食事が待ち遠しい様子。7時27分にも食事を催促するような言葉を発していたが、今度は責めるような口調に変わった。

午前7時46分 部屋から出てきて廊下のソファに座っていたI氏は、OFさんの「ご飯まだなの、遅いね」という言葉に、「またか」というあきれた表情をしながら声の聞こえてくる食卓を見ている。

I氏は、争いごとを好まず、できればその場を避けたいという行動を取る。この場合も、OFさんから

離れた場所で攻撃的な言葉の収まるのを待っている。グループホームには、多様に使える小さなスペースがちりばめら、それぞれが居心地の良い場所として利用している。I氏が座っているソファも、彼が見つけた居心地の良い場所になっている。

午前7時46分 食卓(居間兼食堂)では、盛り付けが始まり終わった順に配り始まる。SSさんは、盛り付けから配膳まで関わっている。SSさんの外に二人が配膳を手伝っている。職員は、お手伝いをしてくれる方が二食分を一気に運ぼうとしたり、手で持って運ぼうとしているのを見て、台所に入ったままでお盆を使うことを勧めたり、おかれていない場所を指し示したりしている。

午前7時58分 配膳が終わると、職員は、ソファに座っていたI氏に「食事ができましたよ」と声をかける。I氏を除く皆さんは、本人自らや職員に促されて7時50分頃には食卓につく。

午前8時 朝食が始まる。よく見られる「いただきます」の合図で一斉に食事が始まるというのではなく、すべての方に食事が配られたのを機に各々が箸を手に入れている。食事が始まると直ぐに「美味しい」という言葉があちらこちらから聞こえてくる。

入所系サービス(介護保険施設・グループホーム等)では、食事の提供時間が通常の生活時間と著しく異なることのないように適時適温が求められている(基準省令第14条)。定めがあるのは夕食の時間(午後6時以降が望ましい)であるが、それれに伴って朝食時も、余り遅くならないように配慮されている。また、団体行動を強いるような、一斉に「いただきます」と唱和してから食事に手を付けるというやり方は行わないようにしていることから、しだいにお互いが回りを見合っておおむね揃ったところで箸を持つようになってきているのである。入居者が行う団体生活での細かな気配りの存在が垣間見える。

午前8時05分 I氏が、「美味しい」の言葉を聞いて「朝一番箸のときに「うまい」と感じた日は、一日幸せになるという言い伝えがある」と大きな声ではないが隣のテーブルには確実に聞こえる声で、自分自身に言い聞かせるように話をしている。職員は大きくなずきながら聞いている。

他の入居者はこの格言めいた言葉に反応することなく、それぞれが黙々と食べるか、近くに座っている職員とお話をしながら食べているかで、全体としては投げかけられた話題に花が咲く感じではなく静かな食事風景である。このような中であっても、I氏の元教職に就いていた経験は、物事との向かい合い方にも出ている。このような振る舞いを見逃さずにケアに活かしていく関わり方が、対象者の安定感を生み出す源となるのである。

午前8時10分 朝食を食べ終わった人は、薬を飲み始める。内科的な服薬は血圧のコントロールに関する薬が多い。また、認知症関係の薬も服用している。量や種類は異なるものの、すべての人が何らかの薬を服用している。このため、服薬管理は職員の気を遣う仕事の一つといえる。体調の優れない人や食事支援を必要とする人を除くと、多くの人は10分程度で食事を終えている。食事の時間には相当のばらつきがあり、20分経っても食事を終えていない人がWKさんを含め3人いる。一番遅い食事支援を必要としているWKさんは、食べ終わるまで1時間も要している。

食事を始める時間に大きな開きはないのだが、食事時間には大きな差があるので、必然的に終わりの時間はまちまちになっている。個別ケアは、食事の時間にも現れてくる。

午前8時12分 I氏が食事を終える。ご飯茶碗を一番上にして食器を全部重ね、箸は右側にそろえておき、一端重ねた食器を顔の前に持ち上げ、少し高く掲げて軽く頭を下げ、黙礼している。薬は、職員から食事が終わるころに配られ、湯飲み茶碗に自分で水を注ぎ4種類の薬を自分で服用している。薬の服用を終えると「これで一日が始まる」と言い、一つの区切りを越えた感じで椅子に深く座り直している。「一日が始まる」という言葉が、今日一日の行動開始の合図に見える。

I氏には、自分なりの食事の流儀(仕方)がある。その一つひとつを確認するようにしながら事を進めていく姿には、自信に満ちた所作を感じる。職員も事が進むのを急かすことなく待っている。このようなわずかな時間、些細な関わりが、変化を好まない認知症高齢者にとっては大切な時間なのである。

午前8時25分 下膳が始まる。WKさんの前にだけは朝食が残っている。周りがゆっくりと片付けられていく。職員は、食事支援をしている人と台所に入って下膳の受け取りや見守りに分かれて支援をしている。この時間帯は、遅番が出勤してくる11時まで早番の職員2人体制で対応している。

午前8時25分 I氏は、自分の食器を下げ終わると「ペコ(犬の名前)を散歩してくるから」と職員に告げ、一端部屋に戻って帽子をかぶって手袋をして犬小屋に向かう。

午前8時30分 犬の散歩が始まる。散歩の始まる時間と場所は決まっている。行きと帰りがそれぞれ15分程度で同じ道を往復する30分程度の散歩コース。「犬はトイレの場所を自分で決めているのでコースを変えない方が良い」とのこと。散歩中は言葉もなく、周りの風景を楽しむかのように、道ばたの草や遠くの山並みを見ながら歩いている。犬の寄り道には立ち止まり、急かすことなく待っている。犬に合わせた歩き方をしている。

午前9時 散歩を終えて犬を玄関先につなぐ。外履きのまま家に入り、持ち帰った犬の糞を手にして廊下をうろうろしている。犬の糞を片付けようと家に入ったのだが、途中で何をしようとしていたのかわからなくなったようだ。職員が近寄ってきて「犬の糞はトイレに流しましょう」と手を差し出すと、うなずきながら犬の糞が入ったビニール袋を職員に手渡している。炎天下30分も外を歩いていたので、職員は麦茶で水分補給をさせながらバイタルチェックをしている。散歩など、何らかの負荷のかかった後は、間髪を入れずに体調管理のチェックが行われている。自由な行動を担保するためには、このようなフォローが必須なのだろう。職員は、食事後のこの時間帯に、入居者のそれぞれの場所でバイタルチェックをしている。I氏の場合は、散歩後に体調不良がないかどうかを見るのも兼ねていることから散歩後のバイタルチェックになっている。

午前9時13分 麦茶をゆっくり飲み干すと部屋に帽子と手袋を置きに行く。戻ってくると、玄関先につないでいた犬を玄関前のソファに近くに繋ぎ直し、犬と一緒にソファに座っている。I氏は多くの時を犬と一緒にいる。自宅にいるときも三頭の犬を飼っており、時には布団に入れて寝ていたという程の犬好きだ。

I氏が行う犬の散歩は、ほぼ定時に同じコースを廻ってくる。敷地外に出ることは、見当識障害も出始めていることから、それなりの目配りが必要である。ここでは、敷地内の職員が全員認知症に対する理解を持っていることや顔見知りであることに気を配り、いつもと違う行動や場所にいるようなときには、すぐに対応できるような体制を整えている。本人が思うように行動できているのは、この

ような配慮があるからである。好きなことができるという当たり前のことを当たり前に行えるようにするためには、組織的な取り組みも不可欠なのである。

午前9時30分 食事を終えて1時間も過ぎると入居者の行動が異なってくる。洗濯物を外に干す人、玄関先の椅子で日陰の涼を楽しんでいる人、居間でテレビを見ている人等々である。居間から見て廊下の奥の方から掃除機の音が聞こえてきた。テレビの音が2台の掃除機の音にかき消され、休日の朝のような雰囲気醸し出している。掃除機の音や食器を洗う音が生活感を引き出している。

このような生活感のある音のある暮らしは、認知症という生活障害を持った高齢者には、過去の生活記憶を呼び覚ますことになり、誰しもが持っている体験的行動を自然と引き出す。居住の場が生活感のある環境であると、自律的な日常の生活行為を引き出す。わずかな支えをすることで、掃除や洗濯物を干すなどのこれまで行っていた生活行為が可能となり、そのことが更なる自律的な振る舞いを引き出すようになる。介護を生活から切り離して行うべきでないという理由はここにある。介護されることに依存するようになるのを避けるためには、当事者の具体的な生活場면을支援することで、自分自身が主役になる場を設ける必要がある。

午前9時45分 事務室入り口の廊下を挟んだ真向にあるソファーに座っていたI氏にOKさんが話しかけてきた。OKさんは、事務室入り口の横にある作り付けの長椅子に腰掛けながら

「戦争の時、どこにいたの？」

「特攻隊にいた」

「私はハルピンにいた」

「特攻隊はどこにいたの、ニューギニア？」

「そんなに遠くない」

二人の話は、長くは続かなかった。OKさんは、身を乗り出すようにしてI氏の方を向いて話をしていたが、I氏は話しに興味が無い様子で、隣に寝そべっている犬の首をなでながら目を合わせない。ときおり顔を上げるが、多くは犬の方を向いたままだ。数分間、沈黙が続いた後にOKさんが黙って居間の方に戻って行った。I氏は、後ろ姿を目で追うこともなく、犬を見ながら首をなでている。退屈そうな感じはなく、犬という時間を楽しんでいる様子にしか見合えない。ときおり「気持ちいいか？ペコ」などと話しかけては犬の顔をのぞき込んでいる。

静かでゆったりとした時間が流れている。I氏にとっては、消えかかっている記憶を思い出しながら話するのは煩わしいのかも知れない。そのようなことより、目の前にいる犬との現実の時間を心地よく感じているようだ。他者との関わりは、たまたま同じ施設で暮らすようになったからといって成り立つとは限らない。まだ、共同生活者であることを強いることはやってはいけない。日々の生活の中での些細な関わりや積み重ねが、新たな関係性を生み出していくので、入居して間もないOKさんとの会話がかみ合わないのも無理のないことであろう。

午前9時50分 お茶の時間のようだ。居室にいる人にも声がかかり、居間に集まってくる。I氏は、職

員から渡されたマグカップを持って事務室前のソファーに座っている。職員は、I氏が居間に来ないのを知っており、定席になっているソファーの所にマグカップを持って来ている。7月下旬に入居したOKさんとSSさんの二人は、「お茶にしましょう」という声に、これから何が始まるのだろうかと思惑っている様子で、職員の言葉にキョロキョロと周りを見渡し、どのように振る舞えばよいのかを探っている感じがする。これまで、何度もこのような場面があったと思われるが、まだまだ生活習慣の中に組み込まれていないのだろうと思われる。

午前10時 I氏は、犬が寝そべっている横で注がれた珈琲を一人静かに飲んでいる。

居心地の良い場は各自で異なる。I氏にとって、定席のソファーは誰にも譲れない場所になっている。自分の座る場所に強く固執する人がいる。場所が変わることで、関わる相手や見える風景が異なってしまう、心穏やかではいられなくなるからである。柔軟な対応が難しくなっている高齢者には、決まった場所や決まった相手との関わりを意図的に整えていることが求められる。互いの相性や共通の話題などに気を配りながら、さりげない関わりの支援を行う。このような普段からの支援が日常の中で繰り返されることで、自然な関わり合いが行われるようになっていくのであろう。

午前10時05分 居間から軍歌が聞こえてきた。「歓呼の声に送られて・・・」⁴と大合唱になっている。

先ほどI氏とお話しをしていたOKさんが話しの輪の中心になっている。OKさんは従軍看護婦をしていた。最近まで、年一回の同窓会が大変楽しみで、その席ではみんなで軍歌を歌ったということである。そのような思い出が、人が集まると軍歌を歌わせているのかも知れない。I氏に話しかけた内容も戦争に関することだった。

OKさんにとって戦争は辛いだけではなく、楽しく華やかな自分に戻ることのできる過去のできごとなのかも知れない。これに対してI氏は、特攻隊に志願して訓練を受け、台湾に渡る準備をしているさなかに終戦を迎え、その時年齢は20歳。所属した部隊は20人から30人くらいで、終戦時には9人しか生き残っていなかったと言っている。「死ぬのは恐ろしいとは思わなかった」。終戦になって実家に帰って来るまではしっかりしていたが、親や兄弟に挨拶した後は気が抜け「しょぼしょぼ」した感じだったという。襟章を付けていたときには張り切っていたが、自宅に戻ったときには急に弱気になり自分はいったいどうになってしまうのだろうかと思ったという。多くの同僚の死を見つめ、自分自身も見送られる側に立ち、死を目前にしていた彼には、楽しく歌う軍歌は疎ましくさえ聞こえるのかも知れない。仲間が亡くなるのは今思い出すと涙が出るが、当時、死は順番にやってくるもので死ぬことの恐怖はなかったと言う。また、軍歌については、歌詞を知らないと話している。つらい思いを思い出したくない気持ちが、そう言わせているのかもしれない。

午前10時30分 I氏は、10時のお茶を終えた後、新聞を抱えて部屋に戻った。部屋でゆっくりと新聞や広告チラシを読む。新聞には、漢字がいっぱいあるから読むのが好きなのだという。漢字は、文字そのものに意味があり、その漢字からいろいろなことが想像されて面白いので飽きない。外出したときは本屋で立ち読みをするのが何よりの楽しみという。

部屋に入って室内を見た際に、本が好きだと言っているわりには、本が少なく不思議に感じた。その理由を聞くと、昔から持っている読み終えた本でも、何度も読んでいるので、手元に持っている本

はそれほど多くはないのだという。見かけた本の多くは、日焼けしたように茶色く変色している。また、古い漢字で書かれており、最近の本は見かけなかった。読書をしてそこから何らかの知識を得ようとしている感じではなく、文字そのものや読み物を手にしているときの静かな時間が好きなのではないかと感じられる。

I氏は「うるさいのは好きではない」という。このため、居間などで大声を出して言い合いをしていたり、人を非難するような言動があったりすると、その場から逃げるようにして自室や廊下のソファーに移っている。それを何度も繰り返しているうちに、居間には余り寄りつかなくなり、廊下のソファーが彼の定位置になっている。事実、入居者の中には、アルツハイマー病を患い他者に対して攻撃的な言動を向ける人がおり、他の入居者に対する中傷や何度も繰り返される職員への要求が日常的に行われている。職員は、そのような場においては、病気がそうさせているということから、その都度その言葉を制するようなことはせず、状況に応じて受け流すようにしておさまるのを待っている。そのような中で、I氏は、言い合いに加わることはせずその場を離れることを選んでいるのである。

こうした様子を見ると、彼の新聞や本との関わり方や犬との関わり方に見せる静かで淡々とした時間の中に身をおく日常の過ごし方は、彼の他者との関わり方に関する基本的な姿勢を表しているように思える。また、職員はそのようなI氏の姿勢を見守り支えているのである。

午前10時45分 遅番の職員が出勤してきた。遅番の勤務時間は、午前11時から午後8時までとなっている。この時間から早番の職員と合わせて職員3人勤務体制になる。

午前10時50分 職員一人が付き添って眼科通院に出かける。診療所受診に出かける。

入居者の多くは、何らかの慢性疾患を持っている。このため、1ヶ月に1度程度は定期的な受診が必要なのである。特別養護老人ホームの場合は、嘱託医が定期的に施設を訪れて、回診のような形態で健康管理を行い、必要に応じて処方などもその場で行われる。このため、特別養護老人ホームの医務室は、医療法に定める診療所の届け出を行っており、その場で医療行為のできる診療所なのである。これに対して認知症高齢者グループホームは、在宅と変わらない位置づけになっていることから、自宅から病院や診療所に出かけて行くことになる。もちろん、往診も行ってもらえる。このように、医療との関わりに関しては、在宅と変わらない扱いになっている。このことは同時に、医療機関への通院などの診療介助が必要になり、多くの人手を取られることにもなっている。

午前11時 昼食の準備が始まる。朝食時は、ほとんどを職員がつくり入居者の手伝いは配膳程度にとどまっているが、昼食の場合は食事を作るところにも入居者が関わっている。9人の入居者の内3人が手伝いに加わっている。今日の昼食は、主食はちらし寿司になっていることから、具を混ぜ合わせる手伝いや錦糸卵づくりを手伝っている。食事づくりの手伝いに関わっているのはOKさん一人である。

午前11時50分 食事づくりと盛り付けが終わり、配膳が始まる。先ほどまで食事づくりを行ってOKさんに他の二人が加わり、各自の食器をそれぞれの決まった席にそろえ、副食や吸い物などを運んでいる。9人の入居者の内3人が手伝いに加わり、I氏を含めた6人は、ただ席に座って配膳を待っているか、席についていないかのどちらかであった。食事が配られたWFさんは、配られたご飯を少しだけ別の器に移し替え、水をおちよくらの大きさの器に入れて、それぞれを両手に持って自室に向かった。戻ってきた所を見計らって本人に訳を聞くと、仏前に備えるのだという。WFさん自身は

朝に弱く起きられないため、昼食時に供えているとのことであった。

施設での生活であっても、自宅にいたときと同じように振る舞えるように支援する。このことは、入居者の自律的生活の営みには必須の要件である。自室に仏壇があることは、自分自身が今いる場所(施設)を「自宅でない在宅」として認める上では重要な役割を持つ。仏壇や使い慣れた家具が身近にあることは、生活感を醸し出させるだけではなく、自分自身の拠り所となる場所の確保という視点でも大切である。この施設では、このような事柄に着目して、これまで使い慣れた家具やなどの持ち込みを積極的に支援している。このような支援が、見た目以上に生活感のある空間にしている。

午後 0 時 昼食が始まる。「いただきます」の言葉は皆に共通していたが、手を合わせて拝むような仕草で言う者、軽く頭を下げながら箸を両手で親指に挟むように持って掲げあげるような仕草で言う者、黙礼するようにしている者など三者三様だが、それぞれの仕草が決まっており、長年の習慣であることがうかがえる。

私が少し遅れて席に着くと「お先しています」と斜向の入居者が軽く会釈する。このことは、心地よい習慣と感じると同時に、ここはいつも他者に気を配って暮らしている集団生活の場であることをも感じさせる。「親しい仲にも礼儀あり」と捉えることもできるが、丁寧であればあるほど、集団生活を円満に送るための生活の知恵のようにも感じるのである。

午後 0 時 10 分 遅遅番の職員が一人出勤してきた。

午後 0 時 30 分 I氏は、食事を終えると玄関先につないでいた犬を連れてきて、事務室正面のソファーと一緒に座っている。少し経つと居眠りを始めた。犬を膝に寝かせて頭を後ろの壁にもたれかかっているようにしている。他の入居者の多くも部屋に戻って昼寝をしている。昼食後のこの時間は、多くが昼寝をしていることもあり、早朝のような静かな時間帯になっている。

午後 0 時 30 分から午後 9 時 30 分までの勤務は、「遅遅番」と呼ばれる勤務シフトである。この時間帯から早番職員の勤務終了時間となる午後 4 時まで 4 人体制になる。午前中は、何かと決まり切った日課的な仕事が多く、個別具体の関わりに当てる時間は制限せざるを得ない。このため、午後は個々人との関わりを多く持てるようにするために、職員配置を厚くしている。生活時間帯に合わせた人員配置を行い、そのケアニーズに沿って入居者と関わられるように、メリハリを付けた人員配置を行っているのである。

午後 2 時 入居者の人々は、午後 1 時も半ばを過ぎたことから、昼寝を終えて三々五々集まりだし、さまざま場所で思い思いの時間を過ごしている。居間には入居者二人と職員二人、事務室前の長椅子と真向のソファーには入居者 3 人と職員二人、各居室には 4 人である。I氏は部屋には戻らずソファーに座り続けていた。この時間になると居間ではおやつづくりやゲームが始まっている。また廊下では、リハビリが行われようとしている。一日で一番活動的な時間帯になっている。

午後 2 時 10 分 リハビリが始まる。この認知症グループホームでは、運営法人が契約しているリハビリテーション専門職員により、希望する入居者へ機能回復訓練のサービスを行っている。リハビリテ

ーション専門職員は、機能回復訓練の個別計画を作成して、月一回程度の専門職による指導・評価及び職員への日常的な訓練の方法を指導している。今日は、職員により OF さんへの機能回復訓練が行われている。ホットパックと呼ばれる患部を暖めることから始め、おもりをつけて負荷をかけ下肢筋力を強化する運動を行っている。OF さんは、気持ちの集中が続かずに度々中断している。SS さん、OK さんが近寄ってきた。物珍しそうに、自分も同じように職員の数数を数える声に合わせて片足上げをしている。

午後 2 時 10 分 居間では、事務室前の長椅子で機能回復訓練が始まるのと時を同じくしておやつづくりが始まった。こちらは何かと賑やかだ。機能回復訓練をしていた OF さんはおやつづくりが気になって仕方がない様子で、「向こう(居間)です」と言い出す。仕方なく、居間で機能回復訓練をするためにソファから居間へ移って行った。機能回復訓練をするので、ソファに座っていた I 氏は仕方なく居間に行っていたが、ソファが空いたのを見るやいなや、犬を連れて戻ってきて前のように犬と一緒に座り始めた。

午後 2 時 40 分 おやつ蒸しパンづくりが、生地をこねたり味付けの調味料を加えたりと賑やかな中で行われ、時間をかけて蒸すところで一段落した。この状態になると職員は、おやつづくりに参加していた人々が台所周辺からテーブルに戻ったのを見計らいゲームを進めている。カルタ取りのようだ。多くの人は捕り手に回っている。読み手になった人には、職員が小さな声で一緒に読むようにして誘導している。なかなか札が取れず、取れる人には偏りがあるようだ。それでも、夢中になって札を見つめている。「犬も歩けば棒にあたる」といった江戸いろはかるたは、多くの人々に馴染みがあり、読み札の文章は、ほとんどの人がそらんじている。職員の話によれば、かるた取りは人気のあるゲームだという。

午後 3 時 おやつ蒸しパンが蒸けあがり、おやつを楽しむ時間になった。職員の「おやつですよ」の声が廊下伝いに響いて行く。一応にニコニコしながら食べている。毎日、何らかのおやつ、それも、昔懐かしいのを工夫して出している。眼にも、舌にも懐かしさを感じているのかも知れない。女性陣は、何をすることもお話しがついて回り賑やかだ。I 氏は、男性一人だけで肩身が狭いようである。

午後 3 時 5 分 I 氏は、おやつを食べ終わるとすぐさま犬の散歩に出かけた。午後のコースは、午前中とは異なり、敷地内にある特別養護老人ホーム「杜の風」を一周するコースになる。とうみやの杜内の施設には 2 頭の犬が飼われている。その犬は親が同じで、同時期に生まれた内の 2 頭と一緒に施設に引き取られ、1 頭が特別養護老人ホームで、もう 1 頭が認知症高齢者グループホームで飼われている。午後のコースは、兄弟犬を一日に一度は合わせるために、特別養護老人ホーム周回コースにしている。その日その日で、一緒になって遊ぶときもあれば、吠え合って寄りつかないときもあるという。いつもと同じように、犬に引かれるようにして特別養護老人ホームの裏手になる川沿いの土手を歩いている。途中寄り道をするような感じで兄弟犬が飼われている「どうだんユニット」の庭先に立ち寄る。道路から庭に入って犬小屋に向かうと、ちょうど昼寝をしているかのように寝そべて犬小屋にいた。において感じたのかスクッと立ち上がり急に吠えだした。I 氏が連れてくる散歩中の犬も犬小屋ににじり寄りするようにしながら吠えだした。I 氏は、大きな声で「だめ、だめ」といいながら、引き綱を両手でたぐり上げるようにして引き戻している。ほんの短い時間だけ吠え合ったところで、これ以上いても一緒になって遊ぶ気配はないと判断したのか、これまでとは違い、引きずるようにしてその場を離れた。今日は、仲が悪い日のようだ。元の土手沿いの道に戻ると「兄弟は仲良くしないとだめだぞ」などと、言い聞かせるように話しかけながら散歩を続けている。兄弟犬から離れた後は、いつものような淡々とした散歩に戻っていた。散歩が終わると、犬と一緒に玄関から入って行

き、事務室前のソファーにもたれかかるように座る。犬も手の届く位置に寝そべっている。朝の散歩の時と同じ光景である。

犬との関わりについて聞いてみた。「犬とのんびり散歩しているのが楽しい」「犬は人間を覚えるのが早く、飼っている人間を大切にしてくれる」「犬の仕草を見ているとかわいいので見ていて飽きない」という。認知症高齢者グループホームに入居したばかりのころは、食事のお世話をしてくれる所で短い期間いるだけの場所だと考えていた。しかし、たまたま施設にいた犬がなついてくれて犬と一緒にいる時間が多くなるにつれて居心地が良くなり、今では自分の家のような気持ちになっている。それで、自宅も知人に売り払い、処分した。友達もたまに来てくれるし寂しくはないと語っている。

一日の中で最も入居者それぞれの好みに合わせて過ごす時間帯である。各自の希望や生活上の必要な事柄として個別支援計画を立て、それに基づいてケアサービスが提供されている。この時間帯は、余暇時間に相当することから、この時間帯をどのように過ごすかは、生活の充実感に直接関わってくる。個々の入居者の楽しみを持った過ごし方を支援または誘導することに消極的な施設では、テレビの前に座られておくだけの過ごし方になっていることが多い。I氏は、午後の犬との散歩がこの時間帯に行われる。道々、犬に話しかけながら、時には犬の様子だけを目で追いながら無言で歩き続ける。I氏の生活には、欠くことのできない時間である。健康のためなどといった理由ではなく、彼が自分らしく生きるためにこの時間が使われている。妻亡き後は、散歩の相手となっているペコ(犬も名前)が主な話し相手に加わっている。それを知っている職員は、I氏の犬と関わる時間を大切に扱い、必ずしも犬好きな人だけが集まっているわけではないので、それを可能にするためのさまざまな調整を行っている。ここでは、ペットの持ち込み禁止といった方法は採らないで、それを可能にするための方策や支援方法の検討を重ねている。これは、I氏と犬の関係だけではなく、「集団生活の場だから」という理由で均質で無味乾燥な環境にしまわれないように、個々の生き方を支える多くの努力を傾けている。その結果が、I氏と犬の関係の維持を可能にしている。ケアの対象は、人だけではなく、人と人の関係や人と動物の関係といった、関わり調整もケアの大きな役割である。要援護高齢者は、二次活動(家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動)に要する時間が無いために、この時間をいかに有効に使うかは大きな課題なのである。

午後3時45分 早番者から遅番者へ引き継ぎ

午後4時 I氏がソファーにいた犬を犬小屋につなぎ、自分は部屋に入る。早番二人の勤務が終わり、この時間からは遅番一人と遅遅番一人の二人勤務となる。

午後4時30分 夕食の準備が始まる。

午後5時 台所で職員が食事づくりに忙しい。4人の入居者が食事づくりの様子を眺めている。「今日は何が出るの」などと職員に話しかけている。メニューは1週間分事前に張り出しているし、聞かれるたびに応えているが、同じような質問が何度も投げかけられる。職員は、その都度「豚しゃぶだよ」などと応えている。同じような会話を何度も繰り返しているうちに夕食が形ある物にできあがっていく。朝のように、急かすような言葉は聞かれないが、食事が待ち遠しいようで、台所をのぞき込むように見に行く人もいる。

午後6時 午後5時50分頃から配膳が始まり、6時には食事が始まった。夕食は、朝食時のようなざわついた感じはなく、話し声も少なく静かに進んでいる。食事を終えたI氏がご飯茶碗に注いだ白湯を飲みながら「夕ご飯が終わると、後は寝るばかりだ」と一言。この言葉は、入居者全員に共通

した気持ちを表しているようだ。ゆっくりとした夕食を終えると、就寝前のお風呂に向かう人や布団を敷きに部屋に戻る人など、これから何かをしようとする様子はなく、一日の終わりを静かに迎えようとしている。

午後も夕方になって食事準備を始め頃からは、再び朝方や午前中と同じように、一次活動時間中心の時間帯になる⁵。生活習慣を賦活化させるには絶好に時間帯である。

午後7時 I氏入浴。I氏の入浴は決まってこの時間だという。この時間を外すと「寝るわ」といって風呂にも入らず寝てしまうことも多いという。

夕食後、午後7時頃に風呂に入り、その後は部屋に戻ってテレビを遅くまで見ている。自分では午前0時を過ぎるまで見ているというが、職員に聞くと午後11時か12時頃には部屋の電気を付けたまま寝てしまうことが多いとのこと。部屋で遅くまで起きていることが多いのは、船乗りをしていた時に身につけた習慣で、一日に4時間眠れば十分だと言っている。事実、他の入居者と比べると眠りに入る時間はだいぶ遅い。朝は6時頃には起きているので、平均的な睡眠時間は6時間程度のようなのだ。

午後8時 風呂に入る人やトイレに行く人などの姿が見えなくなる。居間や廊下の照明が半分程度に落とされ、職員の歩く音だけが聞こえてくるようになると、妙に建物が広く感じられる。午後8時で遅番の勤務は終了し、これ以降の時間は、職員一人勤務体制になる。遅番勤務者は午後9時30分までの勤務で、それ以降は午後9時15分出勤の夜勤者に引き継ぐ。

午後8時30分 ほとんどの居室から明かりが消える。I氏の部屋では、テレビを観ているのだろう、ドア越しに青白い明かりが動いている。本人が言っているように、このまま部屋でテレビを観ながら夜中の12時頃まで過ごすのだろう。

午後9時 状況に変化が無いので観察はこれで終了とした。

一日の終わりは、意外なほどあっさりとしている。夕方になると、夕暮れ症候群（夕方に決まってそわそわして落ち着かなくなるなどの不穏状態）や徘徊といった認知症高齢者の行動・心理症状（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）が出やすく、介護職員はその対応に追われることが多いのだが、そのような様子は全くなく静かな一日の終わりを迎えている。

（淡々とした時が流れる日常生活）

I氏の一日を追った結果見えてきたことは、生活のリズムがしっかりできていることである。I氏には彼なりの時間の過ごし方があり、そのリズムを保てるように職員が支えている。今回は、地域住民との関わりは見る事がなかったが、生活のリズムの安定感を見る事ができた。この安定感は、詳細に検討されたケアの安定した提供によって引き出されていることは容易に想像できる。

平均的な高齢単身世帯の一日の生活時間配分は、一次活動時間が11時間45分、二次活動時間は3時間8分、三次活動時間は9時間7分である（平成18年度社会生活基礎調査）。要介護高齢者は、二次活動時間はほとんど持つことはない。反対に、基本的な生活時間に支援を要することから、一次活動時間に多くの時間と人手を割くことになる。それがゆえに、三次活動時間がおろそかになり、テレビを見せることで時間を潰すようなケースも散見するのである。一次活動時間は、どうしても介護職員の手を必要とするので、関わり方に多くの差は出てこない。一方の三次活動時

間には、ケアに対する考え方が色濃く反省される。この施設では、三次活動時間の過ごし方に着目して多くの手間をかけ「手をかけなくて済むように手をかけるケア」を行っている。このことが、入居者の自律的行動を引き出していく結果をもたらしている。朝に新聞を広げて読んでいる光景、犬の散歩、自室での読書等々、どこにでもあるような振る舞いは、何の支援なくしてできるわけではなく、日頃からの観察に基づいて、その行為が容易にできるように条件整備を行うことで可能になるのである。ケアの視点が、自律的な行為を促すところにあるか否かによって、入居者の振る舞いは大きく変わってくるのである。

1.4.3 1年間の大まかな生活の様子

次に、ケア記録及び「S」の行事などの記録を基に、2007（平成19）年度の1年間を振り返り、彼の1年がどのような日々の積み重ねで営まれているのかを見ることにする。「S」では、毎月、定期的に行う誕生会や四季折々に行う行事などが組み合わせられ、なにがしかの行事が毎月予定されている⁶。このようなことは、頻度に多少の差はあれどこの老人福祉施設でも行われているが、違いが出るのは行事を行う際の参加者である。多くの場合は、施設職員だけで行い、自己完結する行事になっている（本論文では、以降「自己完結型」と表現する）。その理由は、家族やボランティアを含め、施設外からの人手を集めるには日程調整や連絡など多くの手間を要することである。行事そのものが非日常的性格を持つことから、その都度、企画、準備、実行という手順を踏みながら進める。当然、このようなやり方では機動力はない。一方の「S」では、日頃から、何かにつけて施設に立ち寄ってくれる民生児童委員や入居者の友人を始めとする地域の人々が入り込んでいる。その機会を利用して、地域情報が施設の中に持ち込まれ、「面白そうだね」と話が弾み、外出やお楽しみ会的催しが行われている。このようにして、年間計画的に掲げる「行事」とは異なる催しが日常的に繰り広げられている。もちろん、「S」の中だけではなく、とうみやの杜全体でそれぞれ行われていることから、「面白そうなので行ってみよう」という参加の仕方も含まれる。このようにして、その時々に応じてさまざまな関わり方を選びながら過ごしており、多様で多彩な生活が営まれているのである。

1.5 他者との関わりで手にする「あたりまえ」

ここでは、I氏の日常を題材に、認知症を抱えながら病弱の妻と二人、自宅で過ごしていた時期から生活の場を認知症高齢者グループホームに移しながらも、これまでの地域生活と変わらない関わり合いの中で暮らしの営みを続けている様子を取り上げた。彼は今、認知症状や生活環境の激変による混乱の時期を脱し、穏やかに日々淡々とした日常の中にいる。一人で静かにしている時間、友人知人と連れだって外出する時間、みんなと一緒に大騒ぎする時間というような、多彩な関わりと多様な時間を持って暮らしが営まれている。毎朝、誰よりも早く新聞を手にして長い時間読みふけり、朝食後は日課にしている犬の散歩に出かける。知人が来たときには、遠い昔のことを昨日の出来事のように語り合う。事情を知る知人は、I氏の認知時間の中で会話をし、何の不都合もなく時が流れている。このような日常の中にあるI氏に「自立している」という言葉はそぐわない。ここで目にするのは、どこにでもある何の特別さもない、極々普通のあたりまえの日常に過ぎない。そして、この日常には、不安感などみじんも感じさせない落ち着き払った振る舞いがあり、自分の生活リズムを崩さず、事も無げに日々新たな毎日を送る姿がある。

しかし、この「あたりまえ」を手にすることは必ずしも容易ではない。このような日常の中にある彼の周りには、身の回りの生活を支える関わり合いとして介護職員がおり、地域で暮らす一人の生活者として関わり合う近隣の知人や友人がいる。このことが「S」を介護の場としてだけでなく、地域との関わりを持つ「自宅でない在宅」にしている。ここで見たのは、H氏夫婦との関わりをとおして施設が「自宅でない在宅」として馴染んでいく様子である。介護に関わる者だけでなく、暮らしを共にする近隣住民との関わりを持つことで、介護の対象者が一人の地域生活者となって、これまでの暮らしの継続を可能にしている。ケアの質を問うとき、どのような介護を行うのかという介護技術に関することに加えて、「どこで関わるのか」という介護を行う場所や「誰と関わるのか」という当事者と関わる他者の存在が、その質を左右する大きな要因になる。なぜなら、どのような場所（場面）で誰と関わるのかによって「あたりまえ」の日常が変わってくるからである。従来のケアの質の考え方に、他者との関わりの視点を加えることで、新たなケアの質のあり方を見出すことができるのではないだろうか。この事例は、そのような問いに一つの答えを示している。

第2節 自宅と施設の二つの生活空間を持つ夫婦の暮らし

ここでは、特別養護老人ホーム「うぐいすの里」（以下「特養「うぐいすの里」という）での生活の様子を、自宅と施設の二つの生活空間を持つ夫婦の暮らしの実像から見ていく。

この夫婦の住居は、特養「うぐいすの里」から車で5分程度の場所にある。二人だけで生活していた夫は、妻の病気によって介護が必要になり、介護施設を利用することに葛藤を抱えたまま、不承不承介護施設を利用していた。そのような夫が、それまで持っていた施設イメージを変えていく要因、また主たる介護者の生活の維持への影響や介護施設が近隣にあることの意味はどこに見いだせるのかを知る事例である。

2.1 対象者

（観察対象者の基本情報）

○夫 CS氏 71歳（以降「夫」という）

- ・出生地：栗原市鶯沢に4人兄弟の長男として生まれる（現在の自宅）
- ・職業：兼業農家。30歳頃から60歳まで高校の業務員（主に夜間帯の勤務）の仕事を
する。退職後は稲作（水田4町）を中心とした農業に従事していたが、現在は、稲作を知人に委託し年金暮らし。
- ・趣味：書道（師範免許あり）と仏画などの絵画を描くこと

○妻（入居者）CF氏 69歳（以降「妻」という）

- ・出生地：栗原市金成に4人兄弟の末っ子として生まれる
- ・職業：農業
- ・趣味：なし。夫にも確認したが「思いあたらない」との返事であった
- ・子供：3人。長女（46歳，O市在中）看護師。次女（43歳，S市在住）
会社員。長男（39歳，S市在住）会社員
- ・性格：依存的でマイペース。
- ・状態：要介護区分4，障害老人自立度B2，痴呆性老人自立度ⅡB
 - ・左半身に中度～重度の麻痺，日常生活全般において一部又は全支援が必要
 - ・移動は車椅子使用（自立移動不可）時折，感情失禁が見られる
- ・意思疎通：理解は可能だが繰り返し説明が必要。長期的に覚えておくのは困難な状態
- ・入所経過：平成17年4月，自宅にて右視床出血を患い大崎市民病院を経て東北大学病院に入院。その後，平成17年9月28日特養「うぐいすの里」利用

2.2 対象者の生活環境

妻（CF氏）が生活している特養「うぐいすの里」は、2005（平成17）年4月に開所した定員40人（長期利用30人，短期利用10人）で、宮城県の一般的な特養の70人定員（長期利用50人，短期利用20人）と比較すると小規模な施設である。施設は、10の居室，居間，台所，トイレ及び浴室を整えている居住空間（これを「ユニット」と表現し，それぞれのユニットに名前を付けている）ユニットが四つ，地域交流スペース「公民館」，喫茶コーナー，医務室「広面診療所」，浴室「うぐいすの湯」及び事務室などのバックヤードで構成している

日常的に多くの時間を過ごすのは、ユニット内にある居室及び居間である。介護単位と生活単位を同一にするユニットケアでは、多くのことがユニット単位で行われる。CF 氏さんが暮らすユニットには、男二人、女 8 人合わせて 10 人が隣り合った部屋と居間で構成する生活空間の中で生活をする。平均年齢は 83.2 歳、平均要介護区分は要介護 4 である。日常生活機能は B2 (屋内での生活は何らかの介助を要し、

日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。介助により車椅子に移乗する)、認知症レベルは II b (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応な

表32 障害老人日常生活自立度・認知症度

		障害老人の日常生活自立度 (ADL)							計
		J1	J2	A1	A2	B1	B2	C	
認知症老人の日常生活自立度判定基準 (認知症度)	正常						1	1	2
	I								0
	II a								0
	II b				2	1	3	1	7
	III a								0
	III b								0
	IV							1	1
	M								0
	計		0	0	2	1	4	3	10

平成18年11月現在のAユニット

ど一人で留守番ができない)が中心で重度化傾向にある(表 32)。このため、入居者同士による自律的な日常会話や関わり合いは困難で、介護職員の仲立ちによって成り立っているのが現状である。入居前の生活の本拠地は鶯沢町と近隣旧町村(現栗原市)で占めている。

2.3 特別養護老人ホームでの生活の様子

(夫を待つ妻の様子)

夫と妻の特養「うぐいすの里」での生活の様子を見るにあたり、自宅から離れて暮らす妻は毎日のように通ってくる夫をどのように迎えているのか、また帰るときの様子はどのようなものかを見ることから始めたい。

施設で暮らす妻が朝目覚めて、起床介助にあたる職員にかける最初の言葉は「お父さんは」という言葉である。介護職員は「お昼頃に来ますよ」「あと〇〇時間したら来ると思いますよ」とそれに応えるのが日常化している。妻が夫のことを尋ねる様子には、所在が見えないことに不安感を持って尋ねているというのではなく、訪ねて来ることが当たり前になっている中で、そのことを改めて確認しているのである。確認できればそれで納得して淡々と着替えなどを行う。しかし、近くに職員がいなかったり、職員が忙しそうにしていると「お父さんは」と尋ねる回数が多くなり不安感をあらわにする。

夫は、昼食時を挟んで 3, 4 時間妻のそばにいた後、妻に見送られて施設をあとにする。ときには、30 分も経たない内に「お父さんは」と職員に尋ねることがある。また、夕方になると職員のそばに来て「お父さんは」「お父さんに会いたい」と感情を抑えられずに泣き出す感情失禁を見せることがある。このような情緒不安定な様子が長く続くときには、施設では事前に夫との話し合いをしていて、早めに施設に来てもらったり、施設から夫に電話を入れ妻と電話でお話しをしてもらうようにしている。電話では、「今何していた」「もうすぐ行く」などの話をしているという。夫と会ったり夫からの電話で話をした後は、幾分気持ちが落ち着く様子が出て、またいつもと変わらない淡々とした生活に戻る。

つい先ほどのことを忘れてしまい不安になったり混乱してしまうのは、認知症状の中核症状からくることで、ほぼ毎日定期的に顔を見せていても、その時々、身体的・精神的・社会的状態で、症状が大きく激しく出たり、緩やかな状態で落ち着いたりとさまざまである。この夫婦の場合は、二人が直ぐそばで暮らしていることから、大きな混乱状態に陥る前に何らかの対応ができており、遅くともその翌日には、妻の不安感や混乱が解消される状態を持っている。

（訪問時の様子）

では、夫が施設で暮らす妻を訪問するときの様子はどのようなものだろうか。夫は、毎日昼前の午前11時頃には妻のユニットを訪れている。夫の日課は、特養で生活している妻のトイレ誘導から始まり、昼食前には施設内外を車椅子で散歩する。田植え時期や稲刈り時期、気候が暖かい時期などには、構内にとどまらず施設の周りをゆっくりと散策するかのように散歩している姿を見かけることが多い。天気が悪かったり、外気温が低いときなどは、他のユニットを訪問したり廊下を散歩したりしている。昼食が終わった後には、再度二人で散歩に出かける。天気が良かったり、妻の体調が良いときなどは、軽トラックで自宅に帰ったりもしている。戻ってきた妻からは「お風呂を直しているので見てきた」「マロ（愛犬）に会ってきた」「田んぼを見てきた」などの話が聞かれる。また、妻が認知症であることから、脳のトレーニングをさせてやりたいという趣旨で、携帯電話を使って親戚に電話をかけさせ、少しでも症状を緩和させたいと、葉酸を多く含んだサプリメントを飲ませたりもしている。夫婦は、栗駒山が見える施設内の小さな休憩スペースで歌を歌っていることもある。夫がハーモニカを吹き、夫の手作り歌詞カードを見ながら妻が歌（歌謡曲）を歌っている。二人とも以前はカラオケ教室に通っていたことがあり、ユニット内で行われる誕生会や忘年会では、ハーモニカ伴奏付きの歌謡曲を披露したりもしている。

夫が妻への介助で多く行うのは、食事介助と散歩である。食事面では、妻が食べやすいようにほぐし「これも食べる」と少々ぶっきらぼうな言い方で促している。このためか、夫と一緒に昼食は朝食や夕食に比べると多少食べる量が多いようであった。また、排泄に関することでは、夫がオムツは使いたくないという理由から、夫の手引きでのトイレ誘導や歩行、立ち上がりの訓練を独自で行っている。また、施設内外のさまざまな行事には、二人揃ってほぼ全ての事業に参加している。しかし、認知症の影響か集中力が持続せず、何事にもすぐに飽きてしまい、途中で「疲れた」「寒い」「トイレ」などと訴える事が多い。そのようなときは、常に夫がそばにいてなだめるように声をかけ、職員も一緒になって寄り添い、なんとか最後まで参加している。

このように、施設で暮らす妻とその夫は、さまざまな場面で夫婦一体となって関わり合い、それを介護職員が二人一組として支えている。ここでは、夫の支えで成り立っている妻の施設での生活を、夫が支え続けられるように施設が支えているという二重の支えの構造が見て取れる。また、夫が毎日のように通い、二人だけの時間を過ごしている様子は、日常的に目に触れることになり、他の入居者、職員にも少なからず影響を与えている。

（他の入居者は夫婦をどのように見ているのか）

ユニット内のほかの入居者は、この夫婦をどのように見ているのだろうか。同じユニットに住むKさんは、「お父さんは」と職員に訪ねているのに対して、いつも二人の様子を見ているので、時計を見ながら「あと〇時間したら来るよ」と介護職員と同じような応え方をしている。他の利用者の中には、

妻と近所の方がいるので親身になって事情を説明している。この人は、夫が訪ねて来たときには、妻と一緒に近所の知り合いの話しになり、どこかのお宅で茶飲み話しをしているのではないかと見間違えるほどの様子である。職員もユニット内入居者も夫がユニットに来ることは、当たり前で、極めて日常的な事柄になっている。このことについて、以前、夫は「夫婦は一緒にいるのが当たり前で、こうしているのは、何も特別なことではない」と語っている。職員も他の入居者も、夫が来ない日は、何か事情があるのかと心配してしまうことから、この状態の日常性を知ることができる。

2.4 家族の想いと介護職員の関わり方

2.4.1 家族の関わり方

(夫の想い)

妻が施設を利用するようになったのは、2005(平成17)年4月に右視床下部脳内出血で倒れ、一命は取り留めたものの、脳血管障害による認知症及び左半身に中度から重度の麻痺が残り、日常生活全般において一部または全支援が必要となったからである。夫の施設(特別養護老人ホーム)に対するイメージは「姥捨て山」でしかなく、自分自身が自宅で介護することしか考えていなかった。しかし、家の中では家事など全くしたことのない父を見ている看護師の長女は、入院中に開所して間もないぐいすの里に自ら利用の手続きに行っている。家族会議を開いて決めたというが、娘の強引な説得に夫(父)は不承不承したがっている。また、自宅の近くに施設があったことが、施設利用を受け入れることに幸いした。夫は、「鶯沢に施設が無かったら病院からそのまま自宅に連れ帰っていた。多分、二人で寿命を縮めていただろうことは確信して言える。今のように、余裕を持って妻を見ていることはできなかったと思う」と語っている。夫にとって、たとえ施設を利用するようになったとしても、これまでのようにいつも二人で暮らしていることができなければ意味が無いのである。このことを夫は、「妻が施設を利用するようになって変わったのは、一緒に寝ていないことだけだ」と言い表している。

夫は、生まれてからこれまで鶯沢町を離れて暮らしたことはない。家業の農業を継ぎ四町歩の水田を耕作し、10町歩の山林の手入れ、見回りを生業としていた。35歳の時に町役場に頼まれ、独立校に昇格した高校の宿直員となり、昼は妻と二人で米作りを行い、夜は宿直の仕事を行っていた。この間、常に、妻と二人三脚の生活をしており、一緒にいるのが当然で、妻への特別な情とかではなく二人でいるのが至極当然のこととしか考えていない。夫婦は一緒に住むのがあたりまえで「1たす1は2でしかない」が口癖である。しかし、夫は、これまでは「完全な生活」をしていたが、病気を境に生活は一変しあらゆることが変わったと語る。これまで女性の領域に入ったことがなかったという夫が、ありとあらゆることを一人でしなければなくなったのである。また、いつも目の前にいる妻が自分のそばから離れて寝泊まりせざるを得なくなっている。

こんな状況になった夫は「一人で生活していると結構忙しいが、できるだけ二人になる時間を持ちたいと思っている」といいながら、持ち前の器用さで家事をこなし、妻を訪問する時間を生み出している。妻を特養にお願いしているのだが、介護を自分でもやりたい。毎日特養に行っているが、行かなかった日は7日くらいしかなく、その日は、趣味にしている溪流釣りに行っている。自宅にも5回ほど連れて帰っている。夫が、今持っている希望は、自分で作った食事を自宅で食べさせることである⁷。

(夫婦を見守る子ども達の想い)

母を介護する父親(CS氏)を子ども達はどのように見ているのか。また、二人(両親)をどのように支えようとしているのかを、長男及び長女に母を介護する父親の印象を聞いてみた⁸。

長男の口から出る父親像は、家庭のことは妻に任せきりで仕事だけをしている頑固で怖いと父親と言うものであった。「父は昔気質の人で、家業の農業はするが家のことは何もせず、全てを母が行っていた。仕事から帰れば、目の前に食事が出てくる。このような父しか見ていなかった」ので、母が病気に倒れ障害を抱えた状態では、二人で暮らすことなど全く考えられず、施設利用の選択肢しか考えなかったという。看護師をしている長女は、「母の病状を看ていると先が見えるので、施設利用という選択肢しか考えられなかった」と語り、施設を利用することについて子ども達の考えは一致していた。また、長女は「父が通いやすいように地元の施設にこだわった」「買い物ついでに立ち寄れる感覚が大切」と家事など全くしなかった父の日常生活の利便性や母の介護のしやすさなど、具体的な暮らし方を考えて施設選びを行っている。地元の施設にこだわっていたのは、父と母、双方の暮らしが成り立つように考えてのことであった。

また、長男は「頑固で一本気、世間知らずでお山の大将の父が、毎日母の所に通うということは全く想像できなかった」とも言う。さらに、「母が倒れて、これまでと違う父を知ることができて、初めて父と向かい合えたような気がする」とこれまでとは違う父親を見る機会にもなったという。また、母が倒れたときは、自信なさそうで急に老けた感じがして、見ているのが辛かったといい、同時に「その変わりようが痛々しく映り『しっかりしろ』という気持ちだった」とこれまで持っていた頑固でお山の大将のような強い父親とは違う印象を持ち始めている。また「母を優しく看ている父を見るのはとてもうれしい。父を尊敬できるし頭が下がる」とも言っている。

長男は、地域の人々に助けられている父親の様子にも触れ、不器用な性格で融通が利かなかった父親が「少し丸みを持ったようだ」と言い、そのことを「世間の暖かさを感じたからではないか」と解釈している。近所の父親と同年代の人からは「お父さんのことは心配いらない。仙台でしっかり仕事をしなさい」と励まされたと言う。「遠くの親戚より近くの他人」という言葉の重さを感じ「隣近所の人々が助けてくれている」ことを身にしみて感じている様子であった。母親の行きつけの床屋さんが、施設を利用するようになっても出向いていって散髪している。長女は「このような関わりが無いと親を残して外で仕事をしていられない」といい、これまでの関わりがそのまま維持されていることが、遠くに離れている子ども達にも安心感を持たせていることがわかる。

2.4.2 介護職員の関わり方

(日々の関わり)

介護職員がこの夫婦に接す態度は、妻が施設を利用し始めた2005(平成17)年9月頃と3年経った現在では、大きな違いがある。妻が施設を利用するようになったのは、施設の開所から5ヶ月後である。介護職員がまだ充分介護になれていないことに加えて、夫の大柄でこわもてのふうばうで少々強い口調の話し方や介護職員にはほとんど経験したことない頻度で妻を訪れることは、必要以上に夫との関わり方を慎重にさせ、介護の様子を監視しているのではないかという疑念さえ抱かせてしまう時期もあった。このような夫との関わりに慎重であった介護職員の態度は、夫も薄々感じており、利用し始めたころは「毎日訪問して施設に迷惑をかけているのではないか、嫌がられるのではないか」と言った疑問を持ちながら通ったと述懐している⁹。時間が経つにつれて、毎日当然のこととして妻の元に通り介護している夫の様子は、介護職員のケア観にも強く影響を与えている。

妻が暮らしていたユニットの職員は「家族の役割と私たちの役割とは別々でどちらも必要。その上、旦那さんの役割は決して私たちが代われるものではなく、家族しかできない関わり（役割）があることを勉強した」と当時の二人の様子を思い出しながら語っている¹⁰。

介護職員は、夫婦が一緒にいるときは、ケアの上で重大な支障が無い限り妻の介護は夫に任せ、できる限り二人でいる時間を大切に、見守りに徹していたという。また、ユニットリーダーは、日を重ねるほどに「二人の姿を見ているだけで心が温まり、夫婦の絆というものがいいなあと思った」と語っている。二人の様子は、妻が暮らしていたユニットだけではなく、他の入居者や家族、事務職員も見ており、直接関わった介護職員のみならず彼らを取り囲む多くの人たちが同様の感想を持っている。

（退所とその後の関わり）

妻は、2008（平成20）年6月に死亡した。4月頃からこれまで以上に食が細くなり、点滴による栄養補給を必要とする状態にまで体調が落ち込んでいった。6月上旬、検査のために入院したが、結果が思わしくなくそのまま治療入院となり、6月下旬には夫から「検査の結果、胃の持病が進行しており、うぐいすの里に帰るのは不可能だと担当医師より説明を受けた」と施設に対して説明があり、その翌日退所の手続きをしている。夫と一緒に来た息子は、部屋の片付け終了後、暮らしを共にしていたユニットの利用者一人ひとりに丁寧な挨拶をして号泣しながら施設を後にしている。

その間、施設の職員は、妻が寂しがりやであることや病院が隣町で、これまでのように毎日通うことはできないと夫がいているのを聞いていたこともあり、勤務時間外などを利用して面会に行っている。ユニットリーダーは、「Fさんはとても寂しがりやだし旦那さんもこれまではいけないかも知れないので、病院で泣いているのではないかと心配」といい、時間を見つけては病院を訪ねている。また、2007（平成19）年11月から書き始めた夫と職員の交換日記（伝言交換ノート）には、退所を知ったほかのユニット職員や入居者から多くの書き込みが寄せられている。

数人の記載を拾って関わりの様子を見ることにする。

Fさんへ 病院生活もさみしいでしょうが、うぐいすの里ではFさんのことをみんなで心にとめています。

また一緒に生活できることを楽しみに待っています。近くに行ったらFさんに会いに行きます。Yより。

（同じユニットで暮らすKYさん）

お仕事が休みの時に、Fさんに逢いに行きま〜す。楽しみに待っててくださいね。沢山、いろいろなお話をしましょうね。その前にお体の方はどうですか？大丈夫ですか？Fさんに逢えるのを楽しみにしています。（職員）

Fさん、また病院に逢いに行きます。お父さんの言うことを聞いて、いっぱいご飯食べてね。うぐいすの里はFさんがいないと淋しいです。とうさんが来ると、もう11時頃だなんて時計を見なくてもわかったしね。必ず行くから待っててね。（職員）

このような書き込みは、入院を知った日から死亡が伝えられるまで1ヶ月の間だけで7頁に渡って30人が書き連ねている。施設では、その後入居者と一緒に葬儀にでている。その際、施設を利用し始めたころから入院直前までの写真100枚以上の中から50枚を選んで整理した「アルバム」、生活の様子を写真で綴る「DVD生活記録」及び「伝言交換ノート」を渡している。Fさんは、入居者、介護職員を問わず親密な関わりの中で暮らしていたことが容易に想像でき、介護の対象者と

してだけ生活していたのではなく、日々の生活が他者との関わりの中で営まれていたことがわかる。施設から渡された生活記録(写真集)や伝言ノートは、葬儀にきた親族や知人にも見せている。そこに写し出されているのは、施設で暮らしているにもかかわらず、常に二人で過ごしている様子で、それを見た人たちは良い意味で施設らしさのない様子に驚いていたという¹⁾。このような形でも、施設の姿勢は、入居者本人やその家族などの限られた関係だけではなく、当事者をとおして多くの地域住民にも知れるところとなっているのである。

また、妻が亡くなり施設との関わりは無くなっているのだが、施設ではこれまでと同じように、夫に書道の特技を生かしたお願いを続けている。長男からも「父は母が亡くなってから少し元気が無くなった。お安い御用ですから、どんどんお願いして下さい」と役割づくりを歓迎している。また、当の本人も「いつでもご協力できることがあれば言って下さい」とこれまでと変わらない施設との関わりを望んでいるようであった。こうしたことから、介護関係にとどまらないケアへの姿勢を知ることができる。

2.5 新たな夫婦の関わりを支える

これまで、施設で暮らす妻と関わる夫の姿を見、それと同時に、この夫婦と施設がどのように関わりを持ってきたのかを見てきた。この事例を締めくくるにあたり、この関わりを支えるに当たって中心的役割を担っている生活相談員と夫本人への聞き取りの中から、夫婦と関わるさまざまな他者との関わりが、二人の暮らしの営みにどのような影響をもたらしたのかを考えてみる。

(夫婦として向き合う施設の関わり)

特養「うぐいすの里」の生活相談員佐藤成一氏は、事務長兼グループホーム管理者相馬俊哉氏とともに施設の開設時から新たな施設づくりに精力的に取り組んできた。彼は、施設ケアにおける生活の質の向上を目指したサービスを提供するためには、従来のような三大介護を中心としたケアの枠組みでは難しく「施設だけではなく家族や地域社会も含めた関わりが不可能」といい、事務長相馬俊哉氏とともに率先して地域と施設の橋渡し役を担っている。彼らは「うち(うぐいすの里)では、家族と地域とが一緒になって施設ケアに加わる」ことで施設サービスが成り立っているとまで言う。「家族や地域の持っている役割が施設サービスに組み込まれる」ことが、三大介護を中心とした施設ケアの様相を一変させ、生活を支えるケアに転換できるのだという。このように、家族や地域との協同は、三大介護を中心とした従来型ケアとは異なるケア展開を可能にし、そのような協同のあるケア環境を整えることが自分たちの求めるケアに近づけることになると考えている。

では、なぜ彼らが求めるケア実践には、家族や地域との協同によるケアを必要としているのだろうか。佐藤氏は「特別養護老人ホームが地域社会に対して果たすべき役割は、地域社会の中での暮らしを支え護ることにある」といい切る。佐藤成一氏の言うケアは、いわゆる狭義の介護行為を指しているのではなく、「地域で暮らし続けることを支える」ことをケアと言っている。彼にとってのケアは、常に家族と共にあり地域の中にあるのである。そのことは施設の理念として掲げた「地域共有の我が家(別宅)を目指した施設」という言葉にも現れている。

今回取り上げた夫婦について、佐藤氏は、「まさに施設の理念に掲げている『地域共有の我が家(別宅)を目指した施設』づくりの実践そのもの」と考えている。夫と妻、それぞれの生活は、施設入居になってもこれまでと変わり無い関わりを維持できることで成り立つ。毎日施設に通う夫を励まし、夫婦の時間、夫婦の居場所づくりに努めた施設の関わり方は、夫婦の振る舞いやそれを取り巻くほ

かの入居者の関わり方の中にも現れており、夫婦にとっての特養「うぐいすの里」は、理念でいう「別宅」として機能し得たのではないかという感想を持っている。しかし同時に、「C 夫婦のように施設を別宅かのように利用する例は、利用者全員が同じようにできるとは限らない」ともいい、夫婦の姿勢に依るところも大きいと認識しており、利用する側（本人・家族）にもケアに関わる姿勢が必要であると指摘する。

佐藤氏は、本事例に関わることで、本人自身（この場合は夫や家族）が、①地域で暮らし続けることの必要性やその大切さを持っている、②家族に強い絆や一体感がある、③私たちが求めているケアの方向性を受け入れている、このような意識が利用者側にもあることで、協同によるケア改革が成り立つとし、このような協同意識を生み出すためには「施設で行うケアが、それぞれの家族や地域生活と切り離されているとは実現しない」と感じている。住み慣れた地域だからこそ、高齢になってもこれまでの暮らしが馴染みの関わりの中で継続できるという地域へのこだわりは、馴染みの関わりの中で支えたいという現れであって、彼らの協同によるケアの目指すところはここにある。

(夫婦として向き合う夫の関わり)

では、これまで見てきたような施設の関わり方は、夫婦にはどのように受け止められたのであろうか。夫へのインタビューの中から探してみたい¹²。

施設利用の葛藤 夫は、施設利用を「施設に入る」という表現をして少なからず葛藤があった。夫本人は、なんとかして「家で見たかった」という。彼の施設イメージは「姥捨て山」でしかなく、妻の介護を行う場としての選択肢には、とうてい入らない場所であった。しかし、家事をしているところなど見たことも聞いたこともない子ども達は、「何もできない父では共倒れになるから絶対にだめだ」と言って、施設利用を前提とした話し合いしかしていない。夫は、子ども達が強引に施設利用を決め、実際に利用をし始めてからも、「施設には入れたくない」という気持ちと「仕方がない、(施設に)頼らないとどうしようもない」という気持ちの間を揺れていた。この気持ちに落ち着きが出てくるのには、施設を利用してから半年ほどの時間を要している。この間の気持ちの揺れは、妻が自宅に帰りたいと訴えることからくるものではなく、自分自身のこれまで持っていた施設に対するイメージや「人様のお世話になる」ことを受け入れられない自分の気持ちからくるものであった。このような気持ちに変化が出てくるのは、半年程過ぎたころからで、「これもありかな」と思えるようになってきたという。このような気持ちの変化は、妻が施設生活に慣れてきたことや職員または職員の親戚と遠縁であることがわかったり、自分自身の馴染みの場所と職員の住まいが近かったりして、しだいに介護職員との関わりが増えてきたことが影響している。また、得意の毛筆や絵画をとおして施設からの依頼に応える場面が増えてきたことが、一方的に妻が世話になるだけではなく、自分自身の特技が施設の役に立っているという「お世話」の相互交換が行われることで「人様のお世話になる」負い目から解放され、対等の関係を感じさせる場面を持てたことも影響している。妻の施設生活での様子や施設職員との関わりの変化は、「姥捨て山」としか考えられなかった特養での介護を受け入れていく大きな要因になっている。

うぐいすの里で良かったこと 特養「うぐいすの里」を利用して良かったことは、「数え挙げればきりがなくらいある」といい、その中でも特に良かったと思うのは、①地元にあるから、特段の準備をしないで好きな時間に会いに行くことができた、②(地縁的・血縁的)関係のある職員がいて、遠慮することなく親しみやすかった、そして何より良かったことは③知っている職員に介護してもらえているという安心感があったと話している。特養「うぐいすの里」は、極々普通の暮らしを営みながら、顔見知りの中で妻を介護し介護された場所であるとし、妻との関わりを保ち続けることができたことを高く評価している。しかし、妻は特養「うぐいすの里」を全面的に受け入れていたわけではなく、夫本人も満足しているわけではない。施設を利用している3年ほどの利用期間で一番困ったのは、妻に「家に帰りたい」と言われることだったと言っている。何度か家に連れて帰ったりもしたが、施設に戻るころになると、妻もそれを察してか、寂しそうな顔をして「もう少し」と言うのだという。「妻の気持ちをわかっていながら施設に戻す自分が鬼のように思えた」といい、3年の間に4,5回あったように記憶していると振り返る。帰宅願望に応える術を持たない中で夫が対応できることは、家の主である自分が毎日のように妻の元にかよそばにいること、すなわち自分を家の象徴として妻の元に通うことで施設に家を持ち込み、妻の願いに応えることであった。

自分自身の生活への影響 妻が特養「うぐいすの里」にいる間の夫の生活日課は次のようなものである。6時に起床。起床後、犬と一緒に30分ほど近所を散歩する。それから朝食の準備をして食事を取る。その後、特養「うぐいすの里」に向かうまで身の回りの片付けや金銭管理などの家事や用事を済ませる。11時には自家用車で5分ほどの距離にある特養「うぐいすの里」に着いてい

る。特養「うぐいすの里」では、妻との散歩を日課とし、昼食時には職員に代わって食事介助を行う。妻の世話をしながら1時半から2時頃までを妻と一緒に過ごす。施設から自宅に戻ってから、仕事になっている庭の手入れ(雑草取り)、休耕田の手入れ・見回り、山林の手入れ・見回り(10町歩)などを行う。また、仕事の合間を見て趣味にしている仏画や襖絵を描く時間に充てる。

妻が特養「うぐいすの里」を利用するようになってからは、妻の元にほぼ毎日通う日課を中心とした生活を繰り返し、このような過ごし方を変えることはなかった。このように、特養「うぐいすの里」の利用は、自分自身の生活リズムや仏画描きなどの楽しみに大きな制約を与えてはいない。二人暮らしの時は、家事全般を妻に任せて自分自身は何もしてこなかったので、「一時はどうなるか心配した」と言うが、施設を利用することで、時間的に多少の余裕を持った生活ができています。また、好きな溪流つりは、施設に入居してから週に1回ほどは通えている(妻が倒れる前には、解禁期間(3月1日から9月末日迄)中1週間に2回ほど行っていた)。また、仏画描きも止めることなく続けている。

妻が他界して100カ日過ぎた(H20.10)今でも、「つつい施設に足が向いている自分がいる」と話し、特に用事があるわけではないが、妻が住んでいたユニットに出向き、顔馴染みの職員と雑談して帰ってくる。職員と話をしていると、妻がここにいたときのような気持ちになると言い、また、職員も同様な感覚を持ち、「お父さん(夫が)ユニットに顔を出していると、Fさん(妻)が今でもここ(ユニット)にいるような気持ちになる」という。「私がうぐいすの里をどのように思っているかは、このようなことからわかるでしょ」とこやかな表情をし、妻を施設で介護したことを肯定的に見ていることを示している。

(地域と向き合う双方向性のある関わり)

夫は、妻の特養「うぐいすの里」利用によって、図らずもこれまでとは異なる関わり合いを持つことになった。その関わり合いは、これまで特段意識していなかった隣近所、商店などの顔見知り、知人隣人の子どもなどの思いがけない人々との間で交わされた。特養「うぐいすの里」の利用は、このような関わり合いによって、自分と妻の生活が成り立っていることを改めて意識させ、その意識を促す場を提供したことになる。

特養という場が、新たな関わりを生む場となり、関わり合いを意識する機会となっている。この関わり合いは、利用者、施設、地域社会、とそれぞれを相手として行われ、施設から利用者(本人・家族)へといった単方向性の関わりではなく、利用者に関わるさまざまな対象が双方向性を持った関わり合いがなされている。そこでは、介護する者とされる者という関わりではなく、地域生活での日常が介護の場に入ってくることで、介護の範疇を超えた地域生活の日常の営みとしての関わり合いとなっている。施設及び利用者の生活支援としてのケアの取り組みは、施設の妻へのケアサービス提供や夫への支援が、時として施設のケアを支える存在になるという、双方向性を持った関わり合いになることを示している。

第3節 二人の知的障害者の日常

ここでは、障害者福祉の大きな潮流となっている知的障害者の地域生活について、知的に障害を持つ二人の日常生活を観察し、その結果を比較しながら、その違いをとおして知的障害者の地域生活の持つ現状と課題について検討していくこととしたい。

3.1 二人を取り上げる理由

ここで取り上げる事例は、宮城県内の隣接する市町で育ち、同時期に同じ養護学校に入学し同じクラスに在籍した二人の日常である。Aは義務教育卒業後養護学校高等部に進学し、その後数年を経て共生型グループホーム¹³に生活の拠点を移している。この間、通所サービスや訪問系のホームヘルプサービスなどの障害者福祉サービスを切れ目なく利用している。Bは通学の困難さから高等部への進学をあきらめ、最近まで、ほとんど障害者福祉サービスを利用しないまま在宅生活を送ってきた。二人は、義務教育終了後20年の時間を経て、日中活動の場である知的障害者通所更生施設¹⁴で再会し、現在に至っている。この20年間にそれぞれの生活の拠点は、共生型グループホームと自宅になり、それに伴って日常生活の様子にも違いが出ている。

この二人の日常生活を事例として取り上げる背景には、次の二つの関心がある。第一は、地域生活を送っている知的障害者の日常生活の様子を見ることで、利用しているサービスが知的障害者の地域生活をどのように築いているのかについて分析したいということである。第二は、現状のサービスが持つ課題や限界について整理することで、今後のサービスのあり方を浮き彫りにしたいからである。

知的障害者は、障害者福祉サービスを使いながら地域で日常生活を送っている。その際、生活の拠点をどこにおいているのか、どのようなサービスを使っているのかにより、地域生活のありように大きな違いが生まれ、それぞれの持つ課題も異なってくる。知的障害者の地域生活が抱える課題を明らかにするためには、それぞれの生活環境の違いに目を向けながら、生活の様子を詳細に観察記録し現状を分析していく必要がある。

障害者が日常生活を営む場所は大きく二つある。一つは、知的障害者更生施設などのいわゆる「施設」と呼ばれる場所での生活や入所施設からの支援を受けながら数人と共同で日常生活を営む場所（グループホーム¹⁵）での生活で、公的支援サービスによってつくられる場所での生活である。二つめは、家族と生活を共にする自宅での生活で、地域生活¹⁶の基本形である。今回観察したのは、障害者基本法が施策の基本方針として定める「障害者が、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない」¹⁷とする方針に沿った、いわば制度が描いている地域生活を送っている二人の生活の様子である。一人は、公的支援サービスによってつくられた場所（グループホーム）での生活、もう一方は、家族と一緒に生活を共にする自宅を拠点とした生活で、制度上は共に地域生活という枠組みで括られる。この、グループホームと自宅との違いはあるものの、地域生活という同じ枠組みで括られる二人の具体的な生活の様子を追いながら、地域生活の現状と課題について検討していきたい。

3.2 二人の日常生活

具体的な地域生活がどのような状況にあるのかを知るために、二人の日常生活を取り上げてみる。以下は、地域で暮らす二人の知的障害者の平均的な一日の過ごし方である。

3.2.1 Aの日常生活

(基本的事項)

A氏の居住地は宮城県S町¹⁸。年齢は39歳(昭和43年生まれ)。父(69歳)、母(65歳)、姉、兄、弟の6人家族の次女として生まれる。中程度の知的障害とアテトーゼ型脳性麻痺の重複障害¹⁹を持ち、手を口元に持つことや物をつかむなど、両上下肢のコントロールはできない。食事・入浴・排泄は全介助で、移動はリクライニング型車椅子で行う。発語は、不随意の緊張により言葉が出にくく不明瞭であるが、理解力や意思表示は良好で、問いかけに対する反応も遅滞はない。知的障害者に発行される療育手帳は、中程度知的障害と脳原生運動障害による両上下肢体幹機能障害(身体障害1級)を併せて療育手帳A判定である。障害者自立支援法に基づく障害程度区分は、「区分6」で介護給付の共同生活介護(ケアホーム)及び地域生活支援事業の日中一時支援(デイケア事業)が支給決定されている。また、国庫補助事業(事業主体は宮城県)である重症心身障害児(者)通園事業の利用決定がなされている。生活費に当てる収入は、障害基礎年金及び介護家族に支給される扶養手当に相当する特別障害者手当の二つである。幼児期は心身障害者通所援護施設「M園」、学齢期には2年遅れ(就学猶予)で養護学校に入学し、小学部、中学部、高等部で学び、卒業後は心身障害者通所援護施設「M園」に週2回ほど通い自宅での生活を送っていた。現在は、母親が入院することになり家族での介護が難しくなったことをきっかけに、生活の拠点を共生型グループホームながさか(以降「ながさか」という)におき、月曜日から金曜日までの日中は、知的障害者通所更生施設「T」(以降「通所施設T」という)で過ごし、生活の場から日中活動に渡るすべての時間で介護サービスを利用している。

(日常生活の概観)

A氏の日常生活は、生活の拠点である「ながさか」と日中活動の場である「通所施設T」を中心として営む。「ながさか」では自室を持ち、お年寄りや他の知的障害者との関わりを持ちながら、日中活動の場に通園している。「通所施設T」では、日常生活動作や運動機能などに関する訓練などの療育に関する活動及び社会性の拡大や自己の得意分野を伸ばす日中活動を行っている。「通所施設T」に通園しない土曜日・日曜日は、「ながさか」でのんびり過ごし、共同生活者や地域住民との関わりの中で自分自身の生活をつくっている。

(生活の拠点「ながさか」での様子)²⁰

平日の朝、「通所施設T」に出かける前の様子である。「ながさか」の朝は、夜勤職員の朝食準備から始まる。午前6時頃から、前日の夜に下ごしらえしている食材に手を加えるなどして朝食づくりを始め、7時20分頃には居間で食べ始める。高齢者の起床は早く、7時頃にはほとんど居間に集まり、お茶を飲んだり新聞を読んだりしている。3人の知的障害者は、高齢者よりも遅めに起きてくる。2階から居間に下りてくると、そのまま台所に向かい配膳などの手伝いを始める。8時前には、食品加工場に通っているCが出勤前にAの部屋を訪ね、「K(Aの名前)ちゃん、行ってきま〜す」と

声をかけている。また、居間にいる高齢者も、玄関に立ったCに「いってらっしゃ〜い」と声をかけて見送っている。この日、夜更かし気味のAは、起床が一番遅く7時40分頃になって職員の介助でようやく着替えが始まっている。洋服選びは、職員が毎朝季節や天候などを考慮して何枚か示し、それに「はい」や「違う」と応える形で行われている。着替えを済ませると職員2人の介助でトイレに行く。洗面は、居間で体位保持できる専用椅子に包み込まれるような姿勢で座って行く。午前8時15分頃から食事が始まる。食事を取りながら新聞の折り込みチラシを楽しそうに見ている。食事介助をしている職員が折り込みチラシに目を走らせ、買い得品やお菓子の特売を探してAに伝えている。マニキュアや洗顔用品には、関心が共通している様子で特に話が弾んでいる。午前8時50分頃には朝食を終え、薬3種類を服用し、その後、歯磨きやトイレを済ませてから日中活動に出かけるための持ち物の準備を始める。午前10時過ぎには、高齢者の「いってらっしゃい」の声に送られ、リフト付き送迎車両に乗って「通所施設 T」に出かける。起床してから日中活動に出かけるまで2時間以上の時間があり、職員の介護負担は別として、本人の生活時間はいつもの決まったリズムでゆったりと流れている。

次は、「通所施設 T」から帰って来てからの様子である。「ながさか」に帰ると、部屋から居間までの10メートルを20分かけて「背這」(せばい)で移動する。この間、職員は特段支援の手を差し出すこともなく、時折声をかけ様子を見るだけでAの前後をとおり過ぎて行く。ゆっくり歩いている(背這)のを、ごく普通のこととして見守っている感じである。職員はこの様子を「10メートル20分の自律」と表現している。Aが居間にたどりつくと、職員は「がんばったね」と声をかけ、抱きかかえるようにしてトイレに連れて行く。その後、Aは居間でのお茶飲み話に加わっている。ここまでは、日中活動から帰ってくるとほぼ決まって行われている。この日は、いつもより早めの午後4時50分には入浴している。お風呂は、知的障害者と高齢者が誘い合って一緒に入浴していることが日常的に見られる(宮城県 2005)。午後5時過ぎに食品加工場で仕事しているCが帰宅し、Aは「H(Cの名前)ちゃん、お帰り」と大きな声で迎えている。明日は、Aを含めた3人に職員2人が付き添って仙台市まで氷川きよしコンサートに行くことになっている。その前日にあたる今日は、花束を渡したい、お小遣いの額はいくらが良いのか、また、目立つためにペンライトやうちわを持っていくのか等々コンサートの話で盛り上がっている。午後5時50分頃に夕食が始まる²¹。30分程の時間をかけて食事を取り、その後はそのまま居間で過ごしている。食事後は各自それぞれの場所で過ごすため居間は、比較的閑散としてくる。AとDの二人が言葉を交わすでもなく並んでテレビを見ている。Aは、明日コンサートに行くのでいつもより早く午後9時過ぎには部屋に戻っている。

また、「通所施設 T」に行かない休日は、平日よりもだいぶ遅く起きる。これは、知的障害者3人にも共通し、どこにでもあるような休日のゆっくりとした朝の始まりである。Aは、一緒に暮らす高齢者や知的障害者、それに介護職員との関わりを持ちながら、居間でテレビを見たり自室で音楽を聴いたり、その時々気分ややりたいことに応じて居間と自室を使い分けながら休日をのんびり過ごしている。ピンクにコーディネートされた8畳の自室には、かわいいぬいぐるみが並び、お気に入りの歌手のポスターが貼られ、音楽CDが山積みになっている。ときには職員の付き添いで買い物に出かけ、音楽CDや大好きなお菓子を買ったりしている。大好きな演歌歌手のコンサートにも出かける。たっぴりと自分のために時間を使い生活を楽しんで過ごしている感じがある。家族もこのような生活の様子を満足して見ている。

(日中活動の場「通所施設 T」での様子)²²

午前 10 時 15 分「通所施設 T」に到着。出発から 10 分とかからない位置にある。この、日中活動の場が近いということは、設置法人が「ながさか」の位置を選んだ決め手の一つになっている。A を含む 5 人の利用者²³が使う部屋にはドリカムの曲が静かに流れている。若者が集う場という印象をこの音楽からだけでも感じ取れる。5 人の利用者の周りには、職員 3 人がこれから始まるそれぞれの日中活動の準備支援をしている。午前は 2 班に分かれて調理実習(カレーライスづくり)とイチゴ狩りが、午後には絵本の読み聞かせが行われる。ここでは、頻度の多い絵本の読み聞かせの様子を記述して日中活動の様子的一端を紹介する。

自分の得意な分野を伸ばすことを主眼とした活動支援として絵本『トラのおんがえし』(谷・赤坂 2006)の読み聞かせが行われている。利用者 5 名は扇を開いた形に並んで座椅子や車椅子に座り、扇の要の位置に職員が座って絵本を読んでいる。5 人の中で A だけが職員の読む絵本を食い入るように見ている。他の利用者は、絵本に焦点が定まっている様子はなく、天井を向いたり、横を向いたり、うつむいたりと無関心にしか見えない。読み手の職員は、抑揚をつけ臨場感のある読み方で読み進めている。多くの絵本を読むよりも何度も同じ物語を読んだ方が喜ぶので、読む絵本の数は多くないという。今回の『トラのおんがえし』は人気のある絵本の一つで、何度も読んでいる。商人に危険が迫ると、急に目を大きく開いて手足をバタバタさせて言葉にならない声を出し、トラが現れると「ウオー」と歓喜の表情で大きな声を出している。これは、A だけではなく、一見無関心かのように見えたほかの利用者も、表現方法は異なるが同じような反応を見せている。決まったところで待っていたかのような反応が出てくるのは、ストーリーがしっかり頭に入っているからではないかと思われる。今回は絵本の読み聞かせ活動であったが、その日その日によって、各自が何らかの形で参加できるように工夫したさまざまな内容を準備している(表 33-1)。

表33-1 日中活動計画(たいよう)

	午前	午後
月	保健衛生・外気浴	保健衛生・外気浴
火	エアポリン	リハビリ・入浴・個別活動
水	感覚遊び (五感を刺激する)	リハビリ・入浴・個別活動
木	音楽活動	リハビリ・入浴・個別活動
金	保健衛生・創作活動	リハビリ・入浴・個別活動
土	休 み	
日	休 み	

3.2.2 B の日常生活

(基本的事項)

居住地は宮城県 S 市。年齢は 39 歳(昭和 43 年生まれ)。家族構成は父(76 歳)、母(73 歳)、姉、祖父母の 6 人家族の次女として生まれ、現在は両親との 3 人暮らしである。知的障害レベルは、1987(昭和 62)年 5 月(判定時年齢 19 歳)の心理検査で IQ28+ α (4 歳 6 ヶ月+ α)程度と判定されている。体格は、身長 131.6 センチメートル、体重 28 キログラム(BMI=16.2)である。既往歴は、ダウン症候群、心室中隔欠損症。虫歯と歯周病のため歯根のみの状態で咀嚼機能が著しく低い。知的障害者に発行される療育手帳は、障害の程度(総合判定)A 判定である。日常生活関連動作に関する領域では一部介助であるが、支援者の指示や誘導なしには行動を起こせず知的障害程度は重度である。障害者自立支援法に基づく障害程度区分は「区分 2」で、週 5 回の訓練など給付の就労継続支援(非雇用型)が支給決定されている。生活費に充てる収入は障害

基礎年金だけである。幼児期は、家業の農業を営んでいた両親に代わり祖母が育児の一切を自宅で行っている。学齢期には2年遅れ(就学猶予)で養護学校に入学し、小学部、中学部と進むが、高等部への進学は通学の付き添いが困難で断念している。義務教育卒業後は、20歳頃に週1回のホームヘルプサービスを4年間使っただけで、ほとんど介護サービスを使うことなく、家族介護により自宅での生活を送っていた。現在、月曜日から金曜日までの日中は「通所施設 T」で過ごし、他の時間のすべては母親がつきっきりで支えている。

(日常生活の概観)

Bの日常生活は、生活の拠点である自宅と日中活動の場である「通所施設 T」での生活を中心に営む。両親は共に70歳を過ぎ、家業の農業を営みながら娘の面倒を見ている。二人姉妹(次女は幼少時に死亡)の姉は結婚してS市で暮らし、たまの帰省時に妹をかわいがっている。地域社会に出ることは少なく、ほぼすべての時間を「通所施設 T」と自宅で過ごしている。両親は、娘の行く末を案じつつも、一人遊びをしながら外泊もできずにいる娘を見て、施設入所や共同生活介護サービス(グループホーム)の利用は難しいと考えている。しかし、今後どのようにするかしたいのかの具体案は持っていない。

(日中活動に出かけるまで)

午前7時30分頃に起床し、着替えをした後に用意された朝食を居間で取る。「通所施設 T」の送迎バスが自宅に来るまでは、居間でテレビを観たり新聞を読んだりしている。テレビはNHKしか観ないので、NHKの番組欄を丁寧に読んでいる。新聞やテレビはBが管理し、家族はBの許可なしに新聞を読むこともテレビのチャンネルを変えることもできない。Bのお気に入りの番組は、朝8時35分から始まる「おかあさんといっしょ」で、欠かさずに観ている。「通所施設 T」の送迎バスは、午前9時30分頃玄関前に到着する。居間から送迎バスを見つけると、小さな鞆をたすき掛けにして居間を立ち、仏間にある祖母の仏壇と遺影に向かって「行って来ます」と挨拶してから玄関を出る。ここから約30分程度で「通所施設 T」に到着する。以降午後3時までを「通所施設 T」で過ごす。

(日中活動の場「通所施設 T」での様子)²⁴

午前10時頃、「通所施設 T」に到着する。この時間近くになると多くの送迎バスが到着し、施設内が活気づいている。「通所施設 T」では、「ひまわり」グループに属している。障害程度が重度のひまわりグループ23人は、障害程度や個々人の好みによって①卵の殻に絵の具を付けそれを小さく割って下絵に貼り付けていく絵画創作グループ、②牛乳パックを加工して和紙をつくる紙加エグループ及び③端切れを使った布加エグループの三つに分かれて活動している。Bは紙加エグループに入っている。活動内容は、曜日ごとに決められている。この日は金曜日で、午前中の作業の合間にエアポリン²⁵が楽しめる。午後は、日中活動を行っている部屋や食堂などの清掃作業を行う予定になっている。

表33-2 日中活動計画(ひまわり)

	午前	午後
月	保健・衛生	音楽
火	作業	作業・歩行(リハビリ)
水	音楽	レクリエーション
	調理実習	
木	作業	グループ活動
金	エアポリン	
土	休み	
日	休み	

午前10時10分、職員の朝の挨拶と今日一日の日程説明から活動が始まる。その中で、「今日の昼食はラーメンです」と、昼食のメニューが紹介されると、ワー!という歓声と拍手が一斉にわき起こった。毎週、金曜日の昼食はラーメンと決まっているのだが、それでも歓声上がる。Bも、自宅を出る前に毎回昼食のチェックをしており、母親に「今日はラーメン」とニコニコしながら説明していた。ラーメンは人気のメニューのようだ。

作業が始まって間もない時間帯は、作業の準備や利用者に対する作業の指示で職員が忙しく立ち振る舞い利用者も落ち着かない。室内がザワザワし、席に着けないでいる利用者が目立つ。Bは、和紙の原材料となる牛乳パック(ビニールが剥がされ、長方形に切られている)の山から数枚取り出し、輪ゴムでまとめて箱に入れる作業をしている。同じテーブルの左隣の利用者も同じ作業をしているが、一束に括る原材料の枚数がBの3倍もある。Bは、原材料の山を見つめながらその中の1枚をゆっくり取り出し、取り出しては材料を見つめている。しばらく経ってまた原材料の山を見つめもう1枚を取り出し、前に取り出していた1枚に重ねて輪ゴムで括り箱の中に入れる。この一連の動作は、あたかもスローモーションビデオを見ているかのようにゆっくりとしている。

午前10時40分、エアポリンが始まる。Bが呼ばれると小さな声で「は〜い」と右手を挙げながら応え、小走りでエアポリンに向かっていく。他のもう一人と一緒にエアポリンに上がり、よつんばいになったり寝そべったり立って歩き回ったりしている。職員が頃合いを見てエアポリンの一部を踏みつけると、バランスを崩して転がったり宙に浮いたりしている。そのたびに笑い声を立てながらニコニコしている。ガッツポーズを見せ楽しそうにしている姿には、あどけなさを感じる。エアポリンが終わって席に戻ると、何事もなかったかのように、これまでと同じようにゆっくりと紙加工の作業を続ける。その場その場での振る舞いが予め決まっているかのように見える。11時45分、作業が終わるとBは一人で食堂に向かう。食堂に入ると、そのまま真っ直ぐAがいる場所に向かい、いつものように、右隣から頬が触れるくらい近づき顔をのぞき込むようにして挨拶する。その後は、幾分、落ち着いた余裕のある表情を見せながら3列ほど離れた自分の指定席に向かう。午後零時、周りではまだ配膳されていない人もいるが、一人で食べ始める。「いただきます」と大きな声で挨拶して食べ始めるのではなく、配膳されている昼食を目の前にして、つまみ食いで済むような感じで食べ始める。Bは咀嚼ができないのでラーメンが刻まれており、スプーンで掬うようにして口に運んでいる。口に入れたラーメンは、舌で絡め掬い取るようにして飲み込んでいる。この食べ方は、ラーメンに限らず、すべての食事の仕方に共通している。一口ひとくちに時間がかかり、食べる量も少ない。

午後1時20分頃に体操が始まる。Bが呼び出され皆の前で体操をするように指示されている。体操の指揮はBの役割だという。正確なラジオ体操を、終始笑顔でたまには笑い声をあげながら行っている。体操が終わると一斉清掃が始まる。Bは職員の指示が無いと動けないようだ。作業台を拭く場所にいたBは、水の入ったバケツで雑巾を濡らすところまでは自分でしたが、水をつけた雑巾を持ったまま次の動作に動けないでいる。周りで作業台を拭いている人がいても同じようにはできないでいる。

午後2時30分、一日を振り返り、職員が、今日一日各自何をしたのか一人ずつを聞いていく。Bにも当てられたが、うまく言葉が出ず、周りの職員から「紙加工」と促されて、小さな声で「紙加工です」と応える。今日一日の振り返りが終わると帰りの準備を行い、それが済むと自分で麦茶をくんできて美味しそうに飲んでいる。朝来たときと帰りの準備を終えてからの決まって行く「お茶」である。

午後2時50分、お茶を終えたAは、玄関を出て送迎バス²⁶に乗り込む。座席は、朝来たときと同じように運転席の左隣である。座席では、いつもと変わらない笑顔を見せ、横を見たり振り返ったり

している。午後3時を過ぎたころ、送迎バスが出発する。帰宅までは、朝の2倍近い60分程の時間がかかる。

（帰宅後の過ごし方）

午後4時頃「通所施設T」の送迎バスで自宅に到着。出迎えた母親に「たのしかった」と報告し、家に入るとすぐに仏間に行き「おばあちゃんただいま」と仏壇と遺影向かって話しかけ、それから居間に入って母の左隣に座る。これ以降、ほとんどの時間を母親相手に居間で過ごす。午後7時頃に夕食。食事は、咀嚼することを知らないために堅いものはほとんど食べない。Bはご飯と味噌汁が好きだといい、副食は余り食べようとしない。ご飯も生卵をかけたりトロロをかけたりして、すするようにして食べている。自分から好きなものを食べるというようなことはなく、すべて母親が用意したものを食べる。午後8時頃、母親と一緒に入浴。午後10時頃まで居間で過ごし、両親と一緒に部屋で母親の隣で寝る。生まれてから39歳になる今まで両親と離れて寝たことがない。

（休日の過ごし方）

休日はほとんどの時間を居間か縁側で過ごしている。子どものころは、カセットレコーダーを持って縁側の決まった場所で音楽を聴いていることが多かった。近藤真彦や西城秀樹の曲がお気に入り、歌うときの振りをまねしながら聞いていた。音楽テープは全部をひととおり聞かないと、たとえ昼食に呼ばれても食卓につくことはなく、決まった流れを臨機応変に変えることはできず、次に進めない。大人になってからは、音楽を聞くことは少なくなり、代わってテレビを見たり新聞を読んだりして過ごすことが多くなっている。それでも、たまに音楽を聞くこともあり、これまでのカセットテープからCDに替わり、今のお気に入りは氷川きよしになっている。

3.2.3 二人の出会いから現在

二人の出会いは、養護学校小学部に通学していた時期までに遡る。二人は、居住地は S 町と S 市と異なるが、共に養護学校に同級生として通い、小学部入学時から中学部 2 年生まで同じクラスで仲の良い友達であった。両者の母親同士も友達付き合いをしており、それぞれの自宅を訪問している。養護学校を卒業後は、二人とも自宅を生活の拠点にして地域生活を送っている。義務教育終了から 20 年近くの時を経て、二人が再び日常的に会う機会が巡ってきた。2002（平成 14）年 4 月に二人の住む地域にはじめて知的障害者通所更生施設「通所施設 T」が開所した。A は開設と同時の 2002（平成 14）年 4 月から、B は翌年の 2003（平成 15）年 7 月から通い始めている。

B の母親は、A が開所と同時に利用していることを知っており、「K ちゃんも通っているから一緒に行こう」と何度も通所の説得を試みている。しかし、B は「行かない」の一点張りだったという。その後、施設職員の度重なる熱心な誘いがあり翌年 7 月から利用している。通い始めたところに職員が B を A の所に連れて行くと、B はすぐに A がわかったという。卒業後も何度か会ってはいるものの、約 20 年ぶりの再会だった。B が自宅で過ごすときの楽しみの一つは、古い写真を 1 枚いちまいめくって見ることである。このようなことも約 20 年もの間を経てすぐにわかった理由なのかも知れない。

A が一時期、水曜日を休みにして週 4 回通園していたころ、B は「K ちゃんが来ない日は行かない」といって自分も水曜日を休みにしている。職員や母親がどんなに誘っても、A が休む日は B も休むということが 1 年程度続いている。もともと B は臆病で出不精のところがあったが、「通所施設 T」を利用する一番のきっかけは、A が「通所施設 T」を利用しており、「通所施設 T」に行けば A に会えることにあった。B にとって、A との関わりはとて大きく大切なものになっているのである。

20 年ぶりの再会時の様子は、職員が B に「A さんですよ」と、食堂にいる A を指し示すと小走り駆り寄り、顔を寄せ合うようにしてお互いの名前を呼び合っていたという。

2003（平成 15 年）7 月に再会を果たしたときから現在まで、次のような会話が毎日同じように繰り返されている。



B:「K ちゃん、おはようございます」

写真 6 A と B の会話の様子

A:「おはよう」

B:「K ちゃん、かわい〜」

二人は、日中活動の場をとおして平日は毎日顔を合わせている。昼食時間のほんの短い時間に二、三の言葉を交わすだけだが、互いの存在を強く意識しその時間を楽しみにしている。B の場合は、会うことを励みに通ってくるといっても過言ではない。二人にとって「通所施設 T」は、「就労継続支援」や「日中一時支援」という言葉だけでは言い表せない、二人の関係性を築く大切な場所になっている。

3.3 二人を支える地域生活支援の概況

ここまで見て来た二人の地域生活を支えている仕組みについて、介護サービスの制度的側面及び生活を支える経済的側面から概観してみる。

(制度的側面)

Aの場合

Aの地域生活を支えている公的サービスは、障害者自立支援法に基づく「介護給付」の共同生活介護(ケアホーム)、「地域生活支援事業」(日中一時支援

表34-1 曜日・時間帯別の利用サービス(Aさん)

	月	火	水	木	金	土	日
朝	○	○	○	○	○		
日中(10時~16時)	□	△	□	△	□	○	○
夕・夜	○	○	○	○	○		

凡例 ○:共同生活介護(ケアホーム)
□:重症心身障害児(者)通園事業(B型)
△:地域生活援助事業(日中一時支援事業)

事業)及び重症心身障害児(者)通園事業(B型)である。これらのサービスの性格を大きく分類すれば、介護給付の共同生活介護(ケアホーム)は、介護を要する知的障害者の生活拠点となる居宅での生活を支える居住支援サービスである。共同生活介護(ケアホーム)は、1住居あたり二人以上10人以内の共同生活の場において、日常生活上の世話や介護などのサービスが提供される。重症心身障害児(者)通園事業(B型)及び日中一時支援事業は、日中の活動を支えるサービスで「日中活動」という言葉で括られている。Aの場合、重症心身障害児(者)通園事業(B型)を利用している。しかし、重症心身障害児(者)通園事業(B型)は、日数限度があるために、不足する日数を市町村が実施主体として行う地域生活支援事業(日中一時支援事業)を併せて利用し、土日を除く毎日、日中活動を行っている。

地域生活を営むに際しての地域との関わり、自分自身の趣味活動、買い物などの多くは共同生活介護の中で行われ、コンサートを聴きに行く、通院するなど、個人に限定される場合のみ付き添い料・送迎料などの別途負担を必要としている。地域生活のほとんどは公的サービスで賄われ、家族に介護上で何らかの負担を強いることはほとんど無い。

このような生活を支えている収入は、国民年金法に基づく「障害者基礎年金(1級)」と扶養手当的性格を持つ、特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づく「特別障害者手当」の二つである。重度の障害を持っているために就労による収入は望めない。公的サービス利用に関する費用は、障害者基礎年金で賄い、サービス利用外の生活上の費用は特別障害者手当で賄うことになる。

Bの場合

Bの地域生活を支えている公的サービスは、障害者自立支援法に基づく日中活動を支える「訓練など給付」の非雇用型就労継続支援サービスである。この

表34-2 曜日・時間帯別の利用サービス(Bさん)

	月	火	水	木	金	土	日
朝	●	●	●	●	●		
日中(10時~16時)	□	□	□	□	□	●	●
夕・夜	●	●	●	●	●		

凡例 ●:家族介護
□:訓練等給付(非雇用型)

サービスはで、常時介護を要する障害の比較的重い者には、入浴、排泄、食事などの介護や生産活動の機会の提供を主とする介護給付サービス、地域生活を営む上で、生活能力の向上・維持などの必要がある者には訓練など給付、就労の機会をつうじて生産活動にかかる知識及び能力が

期待される者には就労支援（非雇用型）が用意されている。

B の場合は、「就労支援」（非雇用型）が給付決定され、以前から利用していた施設でサービスを利用している。B の地域生活は、土日を除く毎日の日中は、日中活動を支える通所系サービスを利用し、それ以外の時間は自宅での家族介護で成り立っている。

このような生活を支えている収入は、国民年金法に基づく「障害者基礎年金（1級）」及び知的障害者通所更生施設で行っている牛乳パックを原料とした和紙再生の作業工賃として月額 1,250 円の支給金である。この金額は、宮城県内の障害者授産施設などにおける平均工賃（賃金）の月額 15,963 円（2007 年宮城県障害福祉課調べ）と比較するとわずかな金額ではある。施設では、利用者の生産活動に携わっている実感を持たせるために、イチゴ栽培、名刺用の和紙づくり、カブトムシの養殖など、さまざまな生産活動を行いこの金額を生み出している。この支給金を出しているところは、高齢者デイサービスと大きく異なる点で、知的障害者を「現役」として支援する大きな特徴である。

（経済的側面）

A の場合

地域生活を営むに際しての経済的側面を詳細に見てみる。まず収入は、国民年金法に基づく「障害者基礎年金（1級）」及び特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づく「特別障害者手当」の二つである。障

表35-1 収支概要(Aさん)

収入		支出(サービス利用負担)		
内容	金額(円)	種類	内容	金額(円)
障害基礎年金	82,500	知的通所更正(旧法)	利用者負担(低所得II)	3,750
特別障害者手当	26,440	実費負担	送迎(GH実施)	4,300
			昼食(食事提供体制加算対象)	8,200
本人支給金	0	B型通園事業	児童福祉法(措置)	8,000
		通所に付随する実費負担	送迎(GH実施)	0
			昼食(B型通園利用者負担を含む)	0
		グループホーム	利用者負担計	90,000
		法定負担	利用者広益負担(1割)	15,000
			部屋代(ホテルコスト)	30,000
		実費負担	食事代	25,000
			光熱水費	15,000
			付き添い費	5,000
計	108,940	計		106,250

・B型通園は12日/月 超える日数は通所

害者基礎年金は、四肢の機能に著しい障害を有することから 1 級の認定を受け、年額 990,100 円（月額約 82,500 円）を満 20 歳から受給している。特別障害者手当は、在宅の重度障害者に対して、その重度の障害ゆえに生じる特別の負担の一助として支給される、家族に対する扶養手当と類似した性格を持つ手当で、満 20 歳から月額 26,440 円（平成 14 年 8 月 1 日から適用）支給されている。19 歳までは、同様の主旨で障害児童福祉手当（月額 14,430 円）及び特別児童扶養手当（月額 50,900 円）を支給されていた。この二つを合わせれば、19 歳までは月額 65,330 円（障害児福祉手当と特別児童扶養手当）、20 歳以降は月額 108,940 円（障害者基礎年金と特別障害者手当）が主たる収入である。

次は支出である。A が利用しているサービスは、日中活動の場となる重症心身障害児（者）通園事業（B 型）及び地域生活支援事業（日中一時支援事業）並びに介護給付サービスに区分される共同生活介護（ケアホーム）の三つである。

重症心身障害児（者）通園事業（B 型）は、本人または保護者の申請に基づき都道府県知事が支給決定する。理学療法、作業療法、言語療法などの機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応などの訓練を行うことを目的としている。本人または保護者が負担する費用は、飲食費相当額一日 400 円である。障害者自立支援法により市町村が独自に取り組む事業である地域生活支援事業（日中一時支援事業）サービスの報酬は 6,960 円/日なの

で、本人または保護者が負担する費用はその1割にあたる696円/日で、月額5,568円程度になる。また、居住支援サービスに区分される共同生活介護サービスの報酬は481単位(4,810円)/日で、本人または保護者が負担する費用はその1割にあたる481円/日となり、月額14,430円である。Aは利用者負担上限額が適応されるので、共同生活介護サービスについては月額1,935円になる。共同生活介護サービスの利用には、法定費用負担のほかに実費負担として部屋代や食事代などが加わる。これら日中活動に関する費用及び生活の拠点に関する費用を合わせると月額89,156円の支出額となる。これにより、障害者基礎年金だけでは生活費が6,600円程不足する。家族に入る特別障害者手当を含めることで、辛うじて月額19,784円程度の余裕が出ることとなり、経済的側面では収支にほとんど差が無く、障害者基礎年金のみによる生活は極めて困難な状況にある(表35-1)。

Bの場合

まず収入面を見る。

収入は、国民年金法に基づく障害者基礎年金(1級)990,100円(月額約82,500円)のみである。

次は支出である。利用しているサービスは、日中活動を支える訓練など給付に区分さ

表35-2 収支概要(Bさん)

収入(月額)		支出(利用負担)(月額)		
内容	金額(円)	利用サービス	内容	金額(円)
障害基礎年金	82,500	知的通所更正(旧法)	利用者負担(低所得Ⅱ)	18,450
特別障害者手当	0	実費負担	送迎(福祉有償運送利用)	7,500
			昼食(生活費に参入)	0
本人支給金	1,250			
		生活費	日常生活費(生保基準)	46,898
計	83,750	計		72,848

(注)・生活費は、生活保護法が定める生活扶助費を基に試算した。

れる自立訓練(生活訓練)サービスである。自立訓練(生活訓練)サービスの報酬は639単位(6,390円)/日なので、本人または保護者が負担する費用はその1割にあたる639円/日で、月額12,780円である。しかし、Bは利用者負担上限額が適応され、月額3,780円の負担になっている。このほか、通園するための送迎費用及び日常生活費(生活保護基準を当てはめて試算している)を加え、月額58,148円の支出額となる。このため、収支差額は25,600円程度となり、経済的側面では余裕のある数字がはじき出される(表35-2)。

3.4 地域生活を支える課題

これまで二人の知的障害者の地域生活を観察し、その上で介護サービスが地域生活にどのような影響を与え、いかなる日常生活を形作っているかについて検討してきた。本節を締めくくるにあたり、知的障害者の地域生活を支える課題を三点に分けて指摘したい。

(持続可能性)

第一に、地域生活の持続可能性(sustainability)の問題である。これについては、介護環境の制度的側面と経済的側面の二つから考えてみる。本論文で取り上げた二人の生活環境を例にとると、Aのように、生活の基盤を共生型グループホームにおいて、その上で日中活動の場を持っている場合には、今後、さらに年齢を重ねこれまで以上に介護が必要とするようになって、馴染みの環

境の中で安心安全の確保された暮らしを続けることは可能である。しかし、収入額と支出額にほとんど差が無く、年金収入は衣食住及び介護に要する費用で底をついてしまい、趣味活動や買い物を楽しむなどの経済的余裕は無く、介護事業者の意識に委ねられた介護環境の中で行われる行事によって、辛うじて地域生活を楽しめる状況である。現在の暮らしは、経済的負担が大きく薄氷を踏むに似た厳しい状況にあるといえる。Aの母は、「グループホームで生活をしていても衣食住に必要な経費がかかる。私が死んだ後の事を考えて、少しでもお金を貯めて残してやらなければいけないのだが、年金生活を送っている身ではそれもなかなか思うようにいかない」といい、少ない年金を工面してでも娘の生活を維持できるようにはしなければならぬ厳しい現実を打ち明ける。一方、自宅から日中活動に通うBの場合は、年金収入と介護費用には開きがあり、金銭的には余裕があるように見える。しかし、この差には両親の介護負担を算入していない。Bの地域生活は、70歳を過ぎた両親のそばで暮らしていることで保たれているのであって、親の高齢化とともに日増しにその維持が困難になる。生活の拠点を自宅にしている場合、地域生活の終着点のごとく美化されて論じられる感がある。しかし、現在の暮らしは、家族の安定した生活基盤を前提としたものに過ぎず、本人自身の力で継続することは難しく、常に「親亡き後」の不安がつきまとい、介護環境に安定感が無いのである。

（日常生活範囲の狭隘性）

第二に、地域生活における日常生活範囲の狭隘化の問題である。知的障害者は、本人自身または家族の力だけで日常生活範囲を広げることは難しく、ほとんどの場合は事業者の意識に委ねられ、通所サービスやグループホームでの工夫された行事によって、辛うじて地域生活の活動範囲の広がり確保されているのが現状である。Aの生活の拠点である「ながさか」では、四季折々に催しごとや地域の人々との関わりが盛り込まれている²⁷。また、日中活動の場である通所施設でも多彩な各種行事が用意されている。一方のBは、通所施設での各種行事はAと同じであるが、自宅では「縁側で一人カセットを聴いている」という母親の言葉にあるように、ほとんど誰とも会うこと無く過ごしている。外に出かけるのは、年に何度か身内が訪れた際に街に出かける程度である。Bの生活圏域は、自宅と「通所施設T」に限りなく限定されており、地域生活といっても自宅に籠もりきりの状態で社会性の拡大は望めない。AやBのように就労が困難な重度の障害を持つ知的障害者の地域生活は、通所施設などに通うことによってその多彩さや豊かさが担保されており、日中活動の場の確保及び活動内容の充実は、地域生活を営む必須要件とも言える大きな意味を持つ。また、生活の拠点であるグループホームは、単なる日常生活上の支援や介護サービスの提供にとどまらず、暮らしの営みを生み出す場になる必要がある。現行の知的障害者グループホームの日常的支援は、食事の提供と金銭管理を主な業務としている「世話人」によって行われることから、四季折々の催しを盛り込んだ生活はとうてい望めない。この意味で、グループホームの中に暮らしを醸し出す生活環境づくりを目指している共生型グループホームは、大きな選択肢となるのであろう。

（アウトリーチ）

第三に、アウトリーチ(out reach)の問題である。本稿で取り上げた二人のサービス利用の差は歴然としている。Aは養護学校入学前から公的サービスが途絶える期間は全く無く、時期によっては複数のサービスが重なって提供されている。一方のBは、養護学校入学前及び養護学校中等部卒業後から35歳になるまでの約20年間は公的サービスの利用実績が無い(内4年間だけは週

1回のホームヘルプサービスを利用)。2003(平成15)年に35歳で19年ぶりの再会を果たしたデイサービス利用の機会までに大きな差がでていいる。また、それ以降も、居住の場がAは共生型グループホームへ引っ越し、Bはそのまま自宅にとどまっている(補足資料17)。

この差を生じさせる背景には、相談・指導に関する仕組みに問題があることを指摘できる。長らく知的障害者の福祉に関する相談・指導及び各種援助措置は、療育手帳²⁸の交付から始まり、行政処分によるサービス決定を行う措置制度の枠組みの中で行われてきた。Aは5歳8ヶ月になる1974(昭和49)年3月、Bは7歳3ヶ月になる1975(昭和50)年8月に療育手帳A判定を受け療育手帳を手に入れている²⁹。これ以降、二人は、公的サービスの対象者として一貫した指導・相談と各種の援助措置を受けやすくなったことになっている。相談・指導などは、福祉的援護の観点から必要な場合には随時相談が行われることになっているものの、多くの場合は新規の療育手帳交付申請にかかる相談や療育手帳再判定のために福祉事務所³⁰職員が行う家庭訪問の際に現状把握をしながら行われている。介護保険制度のように介護認定有効期間(6ヶ月又は1年)ごとに調査して課題分析を行いその人のニーズに合わせたプランを作成するケアマネジメント義務は無く、名簿管理に終始していた感は歪めず、おおむね5年に一度の療育手帳更新判定時の家庭訪問で行われる現状調査時が主たる相談・指導の機会であった。1996(平成8)年4月には「障害児(者)地域療育等支援事業」³¹が創設され、以降知的障害者の福祉に関する相談・指導及び各種援助措置は、本事業によって行われるようになった。特に、2003(平成15)年4月に施行された支援費制度以降は、利用者が自ら選択するという制度の趣旨や市町村がサービスの支給量や支給期間を決定することから、ケアマネジメントの手法が導入され、知的障害者の福祉に関する相談・指導は大きな進展を見せることになる。また、2006(平成18)年4月に施行し障害者自立支援法下で行う相談・指導(「地域生活支援事業」)は、市町村単位の事業になりさらなる充実が図られたかのように見える³²。しかし、措置制度、支援費制度、障害者自立支援法と制度は変わっても、在宅で生活する障害児(者)を支援する専門職員の絶対数が少なく、担当する支援の対象範囲も広域的な福祉圏域単位で行われている現状に大きな進展は無い³³。このため、広域の福祉圏域単位での相談・指導は、必然的に受動的対応にならざるを得ず、問題を抱えた家族が福祉事務所などの相談機関に足を運ぶことや連絡を取ることで、はじめて問題が顕在化しているのが実態である。

このような現状に、これまで見てきた二人の地域生活の様子を重ね合わせて見ると支援・相談体制の脆弱さが露呈する。家族介護中心の知的障害者への支援・援助は、家族内で介護を抱え込む傾向があることから、介護の必要性が表に出にくい状況にあり、申請主義に基づく行政の受け身の取り組みではその役割を十分発揮できず、より積極的な介入的相談・援助が必要である。このため、知的障害者支援においては、関係者がその職権や専門性により潜在的な利用希望者に積極的に介入し手を差し伸べるアウトリーチ的取り組みが求められる。さらに、家族を中心とした地域生活の継続のためには、介護家族自身の健康問題や介護環境など、多くの課題を同時並行して支援していく必要がある³⁴。地域生活は多様な社会資源や多くの他者との関わりを必要としており、直接的な介護サービスのみで地域生活は成り立たないからである。地域で自立的生活を支えるシステムとしての介護サービスとなるには、本人及び家族を中心としながらも、近隣との関わりも含めた地域生活を営む生活環境を丸ごと対象にするマネジメントが必要で、地域生活に密着した関わりを対象とした多面的支援ネットワークの構築をも視野に入れたものに転換していかなければ、地域生活を支えるサービスには成り得ない。また、本人・家族、サービス提供事業者、行政及びそれ

をコーディネートする機関によるネットワークは、日常生活範囲の「馴染みの関わり」の中で組み立てられていることが大切で、この馴染みの関わりがあってはじめてアウトリーチ的取り組みが効果的に機能する。

（脆弱性を残す地域生活）

これまで、二人の地域生活の様子を追いながら、地域で暮らすことが持つ喜びや不安を浮き彫りにしようと試みた。そこから、グループホームや日中活動によって、年齢や障害の内容を越えた関わり合いや互いの存在を強く意識し毎日会えることを楽しみにしている相手がいるなど、豊かな社会性を育む地域生活の様子と、そのような地域生活とは裏腹に、その維持が厳しい現実にとらされている地域生活の実像に迫ることができた。

障害者基本計画に基づく重点施策実施5か年計画(2008(平成20)年度から2012(平成24)年度)では、前期計画にあった施設サービスの目標値が削除され、訪問系サービス、日中活動系サービスやグループホーム・ケアホームの充実が盛り込まれ、地域移行の推進を鮮明にしている。しかし、現行諸施策を具体的な生活の営みの中に落とし込んでみると、グループホームや日中活動の各種サービスを使いながら地域生活を継続していくには、まだまだ多くの課題を残し、地域生活を促す明確なビジョン(将来構想・展望)を示せない状況にあることがわかった。施設収容型の介護に決別し、地域生活を基本とした障害者ケアシステムを構築するためには、「家族に介護を押しつける」地域生活であってはならない。知的障害者ケアの特徴の一つに介護期間が長いことを挙げられるが、この特徴は、家族が高齢になり体力的にも経済的にも支援が困難になっていくのと反比例して介護ニーズは多くなり、常に「親亡きあと」の不安がつきまとう現実を避けがたいものになっている。であるからこそ、介護家族には地域生活の持続可能性を示す明確なビジョンが必要であり、それがあってはじめて安心して地域生活を選択できることになる。

障害者ケアに関する諸制度は、措置制度から支援費制度そして障害者自立支援法と、急速かつ大きく制度改正が繰り返され、未だに落ち着かない状況にある。このような中においても障害者ケアを担う事業者には、地域生活の推進とその充実が求められ、これに応えるためには、事業者のみならず地域社会をも巻き込んだ取り組みに広げていく工夫が必要である。

第4節 先駆的ケア実践が導く地域生活

ここまで、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び共生型グループホームで営んでいる4人の個別具体的な日常生活に着目し、介護（支援）行為の中で施設、家族及び地域社会が関わることが、入居者の具体的な日常生活にいかなる影響をもたらし、どのような振る舞いを引き出しているのかを明らかにしてきた。本章を締めくくるにあたり、ここで取り上げた三つの事例を概括し、その中に見られるさまざまな関わりは、いかなる地域生活をもたらしているのかを通して、施設や地域社会及び家族が関わるこの意味及びそこで行われるケアは何を目指しているのかについて検討する。

（日々のあたりまえを支えるケア）

はじめに、I氏の日常を題材に、認知症を抱えながら病弱の妻と二人自宅で過ごしていた時期から生活の場を認知症高齢者グループホームに移しながらも、これまでの地域生活と変わらない関わり合いの中で暮らしの営みを続けている様子を取り上げた。ここで行われているケアは、穏やかな日々を安心して過ごせる暮らしの場を持ち続けられるように支えることであり、地域住民の一人として他者との関わりを継続できる環境を整えることである。ケアの質を問うとき、どこで関わるのかに加えて、誰と関わるかが大きな要因になる。誰と関わるのかによって「あたりまえ」の日常が変わってくるからである。この事例は、そのような問いに一つの答えを示している。

（夫婦であり続けることを支えるケア）

次は、自宅と施設の二つの生活空間を持つ夫婦の暮らしを取り上げた。うぐいすの里では、生活の質の向上を目指す施設ケアを行うためには、従来のような三大介護を中心としたケアの枠組みでは難しく、施設だけではなく家族や地域社会も含めた関わりが不可能だとして、家族や地域の持っている役割と施設サービスの役割を組み合わせることで生活を支えるケアへの転換を図っている。家族が家族であり続けることを支えることは、在宅サービスに限ったことではなく、自宅と施設に別れて暮らすことになった場合についても言えることである。施設に入居している妻をケアするだけではなく、夫としての役割を果たせるように支え励ますことは、夫婦で暮らし続けることを望んでいる二人の最も大きなニーズに応えることである。ここで行われていたのは、介護者自身の生活を維持しつつも、夫の役割を十分に果たせることができるように、夫婦双方を支え励ますケアであった。そのようなケアを可能にする環境を整えるには、顔馴染みの関わりや、身近な場所に介護施設があることが必要で、ここに地域から離れないケアが目指す姿を示していると言える。

（安全・安心を支える場の確保）

三つ目は、グループホームと自宅で暮らす二人の知的障害者の地域生活を取り上げた。A及びBは、グループホームまたは自宅という生活の本拠地を持ちながら日中活動の場を得て淡々とした繰り返しの日々を過ごしている。いずれの地域生活でも、現在の暮らしは、家族の安定した生活基盤を前提としたものに過ぎず、常に「親亡きあと」の不安がつきまとう。また、AやBのように就労が困難な重度の障害を持つ知的障害者の日中活動は、本人自身または家族の力だけで日常生活範囲を広げることは難しい。このような中であって、ほとんどの場合は事業者の意識に委ねられた通所サービスやグループホームで企画される関わりのおかげによって、辛うじて地域生活の継続性や活動範囲の広がりが確保されている。就労が困難な重度の障害を持つ知的障害者にとって、日中活動

の場の確保及び活動内容の充実は、地域生活を営む上で必須要件とも言える大きな意味を持っている。逆の言い方をすれば、日中活動の場での他者との関わり確保無くして地域生活は行えないのである。

（日常化する相互行為）

これまで見てきたのは、他者との相互行為によって導き出された、住民との関わり合いによって穏やかな日常を取り戻し終の棲家を手にし、夫が施設に自宅を持ち込みこれまでと変わらない日常のある夫婦の生活空間をつくりだし、生活の場と日中活動の場を担保することで安定した繰り返しを維持している地域生活の実像である。

これらの地域生活の実像から浮かび上がってくる生活には、地域との関わりを常に視野において地域を介護に取り込み地域と協同している社会的相互行為としての振る舞いがあり、この社会的相互行為としての振る舞いが日常化することで、特別に配慮した行為としてのケアは、しだいにそれぞれの暮らしを支えるための「あたりまえ」の行為と化し、穏やかな日常、施設にある夫婦の生活空間、安定した繰り返しのある生活を築き上げていく。この「あたりまえ」を求める行為としてのケアは、その場が、施設であったり、地域であったり、また生活の場を共有する者どうしであったりとさまざまであるが、常に地域との関わりの中で展開することで役割関係を生み出す場づくりに発展し、役割獲得の機会となる。また、この役割獲得は新たな行動を引き起こすきっかけを生み出し、新たな一歩を踏み出す意欲を引き出し、さらなる相互行為の機会を拡大させて、これまで介護とは無縁であった場所や機会にも広げ、従来のケア行為の延長線という枠組みでは捉えきれない機会となっているのである。

（暮らしの中にある他者との関わりが導く自立）

事例にある日々の生活に対する向き合い方は、介護保険制度や自立支援制度が描いている「自立」の姿を具体的な形で示している。高齢者介護制度のあり方については、その検討の初期段階から「自立支援」を掲げている。高齢者介護対策を省を挙げて取り組むための基本的問題整理を行うために1994（平成6）年6月に設置された「高齢者介護・自立支援システム研究会」の報告書では、今後の高齢者介護は「高齢者が自らの意に基づき、自立した質の高い生活を送れるように支援すること（高齢者の自立支援）を基本理念とすべき」と書いている。また、介護保険法案が国会で審議されている時期に出た厚生白書（平成9年版）では、高齢者介護の基本理念は、高齢者の自立支援であることを明記している。ここでは「従来の介護は、どちらかと言えば、高齢者の食事や入浴の面倒をみる「お世話」にとどまりがちな面があった。今後は、寝たきりなどの予防やリハビリテーションに力を入れるとともに、障害を有し介護が必要となっても、例えば、車椅子で外出し、買い物ができ、友人に会い、地域社会においてさまざまな活動に参加するなど、自分の生活を楽しむことができるような自立した生活を支援することを、介護の基本理念として掲げる必要がある³⁵。」と自分の生活を楽しむことを自立した生活と表現している。自立とは本来、自分の人生に主体的・積極的に参画し、自分の人生を自分自身が創っていくことである（佐藤信人 2008）。これが自立の原点にあると、たとえ寝たきりであろうと認知症であろうと、当事者に自立した姿を求めることは可能だし自立した姿を見ることができる。自立は、単なる「介護」の範疇にその姿を求めているのではなく、他者との関わりの中で膨らみを増す「楽しい」という感情を持てるところに「自立」の姿を見いだしている。自分の生活を楽しむことができるからこそ、潜在していたさまざまな生活行

為が賦活化することに結びついていく。このようにして生活行為に広がりを持ち、これまでみせることの少なかった振る舞いが引き出され、どこにでもあるあたりまえ暮らしの様子を見せてくれているのである。自立の行き着くところは暮らしである。この意味で、暮らしの中でこそ「自立」が成り立つのであって、暮らしが自立を生み出し自立を支えるのである。ここで取り上げた、住み慣れた馴染みの場所で他者との関わりを伴った先駆的ケア実践は、このような一人の地域生活者としての自立の姿を導き出すことに、大きな役割を果たしていると言える。ここにこそ、ケアの質が求める姿を見いだすことができるのである。

(註)

¹ 1936 (昭和 11) 年、大洋捕鯨株式会社として設立し南氷洋捕鯨を行う。戦時下の 1943 (昭和 18) 年には、西太平洋漁業統制株式会社と改称。戦後は大洋漁業株式会社と改称し、1946 (昭和 21) 年に捕鯨を再開した。1951 (昭和 26) 年には母船式北洋サケ・マス漁業を再開している。

² 十九年諸学校通則により教員はすべて文部大臣または地方長官の下付する免許状を有することとされた。小学校教員については同年小学校教員免許規則が定められ、二十四年正教員とそれを補助する准教員との資格内容とその検定方法を詳細に規定した。三十三年には小学校令施行規則において教員の資格制度や服務について一括規定されるようになった。同年の第三次小学校令において、従来授業生・雇教員などと呼ばれていた無資格教員を「代用教員」と規定した。戦前をつうじて小学校の授業は多数の代用教員により担われていた面があり、正教員の比率を高めることが教育界の悲願となっていた。

³ 1932 (昭和 7) 年生まれ (77 歳)。自衛官を退職後、社会福祉協議会の役員なども務め、民生児童委員は、1986 (昭和 61) 年から 2007 (平成 19) 年まで七期 21 年務める。

⁴ 帝国陸軍を代表する著名軍歌「日本陸軍」の (出陣) にある一節です。つくられたのは 1904 (明治 37) 年、日露開戦の年。日露戦争の時だけではなく歌い継がれ、日中戦争 (支那事変) に際しては、出征兵士を送別する歌としてよく歌われた。

軍歌「日本陸軍」 作詞：大和田建樹 作曲：深沢登代吉

(出陣)

天に代わりて不義を討つ 忠勇無双の我兵は 歓呼の聲に送られて 今ぞ出で立つ父母の国勝たずば生きて還らじと 誓ふ心の勇ましさ

⁵ 1 次活動は、睡眠、食事など生理的に必要な活動をいう。2 次活動は、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動に要する時間。3 次活動は、上記以外で各人が自由に使える時間における活動である。

⁶ 認知症高齢者グループホーム「そよかぜ」での主な行事

表36 認知症高齢者グループホーム「そよかぜ」の歳時記(平成19年度)

月	歳事	月	歳事
4月	12日, 14日お花見 (大衡城他) 16日畑作り (ジャガイモ, 青菜植え)	10月	1, 17, 26日定義山参拝 15~21日お宝展 29日泉ヶ岳ドライブ
5月	05日菖蒲湯・畑づくり 11日~18日春の交通安全街頭 21, 24, 31日定義山参拝	11月	01日バーベキュー、収穫祭 03日十三夜お祭り見学 12日お誕生会
6月	19日, 28日菖蒲見学	12月	20日忘年会 22日ゆず湯・冬至かぼちゃ作り
7月	6日七夕交流会 (t o m o y u u) 20日土用の丑の日 (昼食会)	1月	01, 02日初詣 24日新年会
8月	4日夏祭り 28日お誕生会	2月	03日誕生会 05日お誕生会 (手作りケーキ)
9月	06日風の心アート展見学 (富谷町役場) 12日とうみやの杜長寿を祝う会 17日富谷町敬老会 21~28日秋の交通安全街頭 24日誕生会	3月	03日 t o m o y u u ひなまつり交流会 04日ひなまつり, 誕生会

⁷ 夫からの聞き取りは、2006 (平成 18) 年 11 月 18 日 (土) 10:00 から 11:30 迄、特養うぐいすの里施設長室で半構成的面接法で行った。

⁸ 長女及び長男へのインタビューは、2006 (平成 18) 年 12 月 31 日に子ども達一同が母 (CF 氏) をうぐいすの里に訪れたときに行った。場所は特養うぐいすの里施設長室。長女、長男及び夫 (CS 氏) に対して半構成的面接法で行った。

⁹ 2008 (平成 20) 年 10 月 25 日、C 宅を訪問して退所後の様子をうかがった際の聞き取り。

¹⁰ 2008 (平成 20) 年 10 月 25 日、C 宅を訪問した後に施設に立ち寄り、関わっていたユニットリーダーに現在の心境などについてインタビューした際の話し。

- ¹¹ 2008（平成20）年10月25日13:30から2時間程C氏自宅（栗原市鶯沢）でインタビューを行った。
- ¹² このインタビューは、2008（平成20）年10月25日（13:30から15:30）、C氏の自宅（栗原市鶯沢）で半構造的面接法で行った。
- ¹³ 共生型グループホームは、重度重複障害者（重症心身障害者）と知的障害者及び認知症高齢者が、一つ屋根の下で年齢や障害の内容・程度を超えて、地域との関わりの中で生きがいや役割を持ちながら豊かに暮らすことを目的として、2004（平成16）年1月に運用を開始したケア（サポート）付きの住まいである。利用定員は、重度重複障害者（重症心身障害者）1名、知的障害者3名及び認知症高齢者8名の合計11名、職員は8名である。宮城県が2003（平成15）年度から3年間のモデル事業として事業者へ運営委託を行い、4年目以降は事業者の単独事業として運営されている。認知症高齢者は介護保険制度、重度重複障害者（重症心身障害者）及び知的障害者は自立支援法（当時は支援費制度）と、二つの異なる制度で運営している。制度上「共生型グループホーム」という建物区分はなく、認知症高齢者グループホームと知的障害者グループホームが合築されているという整理で運用されている。本稿で取り上げているAは、入居者11名の内の一人で、重度重複障害者（重症心身障害者）である。
- ¹⁴ 満18歳以上の知的障害者を通所させ、自立した社会生活を行えるよう、その更生に必要な社会生活適応や生活習慣確立のための生活支援等必要な指導及び訓練を行うことを目的とする障害者福祉施設。
- ¹⁵ 施設から地域生活への移行という文脈や旧支援費制度・自立支援法等制度上の括りにおいては、グループホームでの生活も「地域生活」という言葉で括られている。
- ¹⁶ 地域生活は、支援費制度（2003（平成15）年4月施行）上、居宅生活支援（知的障害者居宅介護等事業・知的障害者デイサービス事業・知的障害者地域生活援助事業）に位置づけられたサービスを使いながら、日常生活を営むことを想定している。また、おおむね5年の経過措置後（2012（平成24）年3月末）に新体系へ完全移行する障害者自立支援法（2006（平成18）年4月施行）でも訓練等給付（自立訓練・共同生活援助）に位置づけられ、従来の知的障害者更生施設等の施設サービス系の流れをくむ介護給付と区別されている。
- ¹⁷ 障害者基本法（平成5年法律第94号）第8条第2項
- ¹⁸ 2004（平成16）年1月から近隣のS市にある共生型グループホームで暮らしている。
- ¹⁹ 障害程度を示す一つの指標になっている大島分類では、9区分に該当し重症心身障害児（者）として考慮すべき者（重症心身障害周辺児）に分類される。
- ²⁰ 「グループホームながさか」での生活の様子は、2007（H19）年3月20日の午前5時から午後10時までの参与観察で記録した。
- ²¹ 平日の食事の準備は、短い時間で行うことから、Aが食事の手伝いをする場面は少ない。しかし、休日ともなるとエプロンを着けて食材の下ごしらえなどにも加わっている。Aは、足で食材を潰す作業の手伝いや調味料の選択について職員の問いに答える形で調理に参加している。
- ²² 日中活動の場「通所施設T」での様子は、2007（H19）年5月18日に行われた日中活動の一コマを観察記録した。
- ²³ Aが通う「通所施設T」は、利用対象者の障害に応じて三つのグループに分けられている。Aは、その中で障害の重いクラス「たいよう」に所属している。「たいよう」グループの定員は5人で、全員が重症心身障害者である。
- ²⁴ 日中活動の場「通所施設T」での様子は、2007（H19）年9月21日に行われた日中活動の一コマを観察記録した。また、家族へのインタビューは、同年9月22日、10月5日の両日に自宅を訪問して行った。
- ²⁵ エアポリンとは、大きなエアーマット状のトランポリンのような弾力性を持っている遊具で、トランポリンで身体が空中に持ち上げられるのと同じような体感が得られる。
- ²⁶ 通所更生施設「通所施設T」の利用者送迎のほとんどは、施設の車両（福祉有償運送車両）で行われ、家族による送迎は例外的でしかない。送迎のルートは、朝（迎え）6ルート、夕（送り）5ルートとなっている。Bさん送迎に利用するSルートは、7人の送迎が組み込まれ（帰りは1人加わり8人）往復で約40キロメートル、最大90分程度の時間を要している。Bさんが乗車するときには既に4人が乗っている。お母さんに見送られて家を出てから約30分くらいで「通所施設N」に到着する。以降午後3時まで「通所施設T」で日中活動を行う。帰りは「通所施設N」を出発してから約60分後の午後4時頃自宅に戻る。

26 平成19年共生型グループホーム「ながさか」での主な行事

表37 共生型グループホーム「ながさか」での主な行事(平成19年)

月	歳事	月	歳事
1月	05お誕生会 07日七草粥 13日団子差し(小正月) 14日餅つき大会・どんと祭	7月	1日ホレホレ祭り 10日お誕生会 20日土用の丑の日(夕食会)
2月	03豆まき(節分) 10日お誕生会 11日雛人形飾り	8月	11日カラオケ大会 11日地区内道路清掃活動 12日白石花火大会見学 22日お誕生会 25日社会勉強会(出前講座)
3月	03日ひな祭り 11日おやつづくり(お菓子を焼く) 18日大掃除	9月	02日温泉を楽しもう会 08日～09日県外一泊旅行(参加せず) 21日お誕生会 23日おやつづくり(おはぎ)
4月	14日お花見 15日神明神社春祭り(敷地内で御神輿と獅子舞) 22日おやつづくり(ドーナッツ)	10月	08日芋煮会 19日芋煮会(他施設との合同芋煮会) 23日お月見 28日福祉祭り
5月	06日お誕生会 14日お誕生会 20日野菜づくり・田植え	11月	03紅葉ドライブ 08日お誕生会 16日お誕生会 25日おやつづくり(お菓子)
6月	10日おやつづくり 20日お誕生会	12月	02山根地区子供会クリスマス会(山根自治会館) 18日冬至かぼちゃを食べる会(夕食会) 24日ケーキ作り

28 療育手帳制度は、知的障害者への相談・指導及び各種援助措置に関わる基本的な制度である。2人の障害児が5歳になった1973(昭和48)年8月「療育手帳制度要綱」(厚生事務次官通知)が定められた。これは「知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うと通所施設Nに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児(者)に手帳を交付し、もって知的障害児(者)の福祉の増進に資することを目的とする」として制度化されたもので、知的障害者を支える基本的な制度として今日まで続いている。

29 知的障害であるか否か及び障害程度の判定は、児童相談所(18歳未満)または知的障害者更生相談所(18歳以上)の判定機関で、知的能力に加え、日常生活面・行動面・保健面の介護度、重複障害の程度等を基にして総合的に判定し、都道府県知事が判定結果に基づきA(重度者)またはB(その他)の2区分を記載した療育手帳の交付を決定する。療育手帳交付後の再判定は、おおむね5年ごとに家庭訪問等を行い現状調査票を作成し、書類判定または面接の方法により障害程度確認が行われる。

30 福祉事務所を設置していない町村は、県福祉事務所職員が行う。2市7町を所管する仙南保健福祉事務所圏域においては、7町分の該当者約800人の指導・相談を一人の職員が担っている。

31 1995(平成7)年12月に策定された「障害者プラン」³¹⁾の中で、地域における自立の支援施策が掲げられ、障害者の総合的な相談・生活支援を地域で支える事業が明記されたことを受け、2006(平成8)年4月に「障害児(者)地域療育等支援事業」が創設された。

32 県域内の市町村がまとまって障害福祉事業者に対して相談支援事業を委託する方式を取ることから、支援の範囲は広域的になっている。

33 在宅で生活する障害児(者)を支援するために、支援施設に在宅福祉を担当する職員(以下「コーディネーター」という)や相談・支援ワーカーが配置されている。2003(平成15)年4月現在、宮城県には、10人のコーディネーター、4人のサブコーディネーター、12人の相談・支援ワーカー、合わせて26人の障害児(者)の在宅福祉を支える専門職員が、全障害者福祉圏域に複数配置されている。26人で施設利用者を除いた8,704人の在宅生活を支える相談・支援を行っている。実に、一人あたり335人を担当していることになる。高齢者福祉においては、在宅福祉サービスをコーディネートしているのがケアマネジャー(介護支援専門員)である。一人のケアマネジャーが担当する人数は39人以内とされている。実務者レベルの議論では、モニタリングを行い、個々人の変化を常に把握しながら支援するためには、30人程度が限度であるとさえいわれている。また、コーディネーター等は、配置が障害者福祉圏域単位で行われているために、支援の対象範囲が広い。これは、単に、移動距離が長いという問題ではなく、対象者が広く点在する状況下での支援は、ややもすると既存のサービスにつなげるだけのコーディネートになってしまう恐れがある。地域生活を支えるためには、対象者の生活圏にある身近な社会資源の活

用をきめ細かにコーディネートすることが求められることから、支援範囲は、最大でも市町村単位にとめる必要がある。コーディネーターの歴史は浅く、現時点ではやむを得ない状況ではあるが、従事者の資質向上や増員等にさらなる充実が待たれる（本間 2008）。

³⁴ サービスの利用に行き着くかとどまるかの際の大きな判断要素として「足の確保」がある。障害者福祉サービスを提供する施設は、地域偏在しており身近な地域で利用できるとは限らない。介護サービス提供施設があっても、最近でこそ福祉有償運送制度（道路運送法）を利用するなどして施設の送迎が用意されるようになったが、それまでの多くは、送迎を家族が担わざるを得ず、困難な場合には「家で見る」ことを選択せざるを得なかった。B の場合、養護学校中学部卒業時に居住市内にあった障害者施設は、精神薄弱者更正施設 1 か所、精神薄弱者授産施設 1 か所及び肢体不自由児施設 1 か所だけである。養護学校があった隣町には、小規模作業所があったが、養護学校高等部と同様に通園する労力が大変であることから利用を断念している。A の場合は、居住町内に小規模作業所があり、養護学校高等部を卒業後にサービスが切れることなく利用している。このように、使えるサービスが身近にあるか否かは、送迎等の新たな負担を保護者に課すことにもなり、サービス利用への決断を鈍らせ結果的に自宅での介護に押し込めることになる。これらのことも考え合わせると「子離れできない親」と責めることは間違いであり、子離れできる条件整備の不足を問われてしかるべきであろう。

³⁵ 高齢者介護の基本方向として、「高齢者介護の基本理念は、高齢者の自立支援である」と、高齢者介護の基本理念を掲げている（厚生省 1997: 114）。